

西東京市第4次男女平等参画推進計画

西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画

西東京市女性の職業生活における活躍推進計画

(案)

2019（平成31）年3月

西東京市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の背景	3
3 計画の目的	8
4 計画の性格・位置づけ	8
5 計画の期間	9
第2章 西東京市の現状と男女平等参画の課題	11
1 少子・高齢化と世帯構成の変化	13
2 女性の労働と男女平等参画	15
3 配偶者等からの暴力	17
4 男女平等参画を取り巻く課題	18
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 計画の基本理念	23
2 基本的考え方	23
3 基本目標と重点課題の設定	23
4 計画の体系	24
第4章 計画の内容	27
基本目標Ⅰ 人権の尊重	29
Ⅰ-1 男女の固定的性別役割分担意識の解消	30
Ⅰ-2 家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進	33
Ⅰ-3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	38
西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画	
Ⅰ-4 男女平等を阻む暴力の防止 (セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等)	43
Ⅰ-5 性と生殖に関する健康支援	45
基本目標Ⅱ 地域における男女平等参画の推進	48
Ⅱ-1 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進	49
Ⅱ-2 地域活動における男女平等参画の推進	52
Ⅱ-3 男女平等参画の視点による防災・減災のまちづくりの推進	55

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と 女性の活躍の推進	57
Ⅲ-1	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 <u>西東京市女性の職業生活における活躍推進計画</u>	58
Ⅲ-2	経済活動における女性活躍の推進 <u>西東京市女性の職業生活における活躍推進計画</u>	62
Ⅲ-3	男性の家事・育児・介護への参画促進 <u>西東京市女性の職業生活における活躍推進計画</u>	65
Ⅲ-4	子育てへの支援	68
Ⅲ-5	介護への支援	72
基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化	75
Ⅳ-1	庁内推進体制の充実	76
Ⅳ-2	男女平等推進センターパリティの事業の充実	84
Ⅳ-3	男女平等参画推進計画の進行管理	87
◆	課題ごとの指標	88

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

西東京市では、男女平等参画社会の実現に向けて、2004（平成 16）年 3 月に「一人ひとりが自分らしく自立しいきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす」ことを基本理念とする「西東京市男女平等参画推進計画」（以下「第 1 次計画」とする）を策定し、2009（平成 21）年 3 月には第 1 次計画の基本理念と方向性を引き継ぐ「西東京市第 2 次男女平等参画推進計画」（以下「第 2 次計画」とする）を策定しました。2008（平成 20）年 4 月には「男女平等推進センター パリテ」が開館し、拠点施設が整いました。

さらに、2014（平成 26）年 3 月には、男女平等参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、配偶者等からの暴力の防止と被害者を支援するため、「西東京市配偶者暴力対策基本計画」を包含した「西東京市第 3 次男女平等参画推進計画」（以下「第 3 次計画」とする）を策定しました。

西東京市における男女平等参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に的確に対応し、男女平等参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、配偶者等からの暴力の防止と被害者を支援するとともに、職場における女性の活躍を推進するため、「西東京市第 2 次配偶者暴力対策基本計画」と「西東京市女性の職業生活における活躍推進計画」を包含した「西東京市第 4 次男女平等参画推進計画」を策定します。

2 計画の背景

（1）世界の中の日本の状況

①国際的な指数にみる日本の状況

男女平等の状況を表す国際的な指数をみると、世界の中の日本の状況がよくわかります。2017（平成 29）年の HDI（人間開発指数）は 189 か国中 19 位、GII（ジェンダー不平等指数）は 160 か国中 22 位となっています。また、2018（平成 30）年の GGI（ジェンダー・ギャップ指数）は 149 か国中 110 位で、2017（平成 29）年の 144 か国中 114 位より順位は上がりましたが、依然として低い状況にあります。日本は、保健分野や教育分野における数字が高いことから HDI や GII の順位は比較的上位にありますが、政治分野や経済分野への女性の参画が遅れていることから、GGI の順位は低くなっています。

（注）

HDI（Human Development Index 人間開発指数）：「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の 3 つの側面を測る指数。（出生時の平均寿命、知識、1 人あたり国民総所得を用いて算出）

GII (Gender Inequality Index ジェンダー不平等指数) : 国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにする指数。(妊産婦死亡率、15～19歳の女性 1,000 人当たりの出生数、国会議員女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合、労働力率の 5 指標から構成)

GGI (Gender Gap Index ジェンダー・ギャップ指数) : 男女間の格差を数値化しランク付けたもの。経済、教育、政治、保健の各分野から算出され 0 が完全不平等、1 が完全平等を意味する。

②女子差別撤廃委員会の日本に対する最終見解

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、1979(昭和 54)年の第 34 回国連総会で採択された条約であり、日本は 1985(昭和 60)年に批准しています。

締約国には政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における女子差別の撤廃のために適当な措置をとることが求められています。さらに、同条約第 17 条に基づき、女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するための女子差別撤廃委員会が設置されています。

2016(平成 28)年 2 月、女子差別撤廃委員会は、日本の第 7 回及び第 8 回合同定期報告に関する最終見解を出しました。2009(平成 11)年に行われた第 6 回定期報告の審議以降、日本が法制度の改革を進めてきたことを歓迎しつつ、第 6 回の勧告を改めて表明・要請する他、女性の地位向上のための国内本部機構の強化、教育における進路相談や性と生殖に関する健康と権利に関する年齢に応じた教育の実施、災害に関する意思決定や復興過程への女性の参画の加速化などについての勧告を出しています。

(2) 日本の動き

<「第 4 次男女共同参画基本計画」に関する動き>

国は、「男女共同参画社会基本法」の施行から 15 年が経過した 2015(平成 27)年 12 月、実効性のあるアクションプランとするため、具体的な数値目標や期限を明確に設定した「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定しました。「第 4 次男女共同参画基本計画」では、改めて強調する視点として、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」を掲げ、12 分野にわたる施策を網羅しています。

<「女性の活躍推進」に関する動き>

国は、2014(平成 26)年 10 月、さまざまな状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、我が国社会の活性化につながるよう、内閣にすべての女性が輝く社会づくり本部を設置しました。2015(平成 27)年には、10 年間の時限立法で「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、2016(平成 28)年に全面施行されました。国、地方公共団体及び従業員数が 301 人以上の民間事業主に対して、女性の活躍に関

する状況や課題に関する情報の公表や、事業主行動計画の策定を義務付けています。なお、従業員数が300人以下の民間事業主については、努力義務となっています。

＜「働き方改革」に関する動き＞

国は、2016（平成28）年に、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会をめざして「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、働き方改革や子育て支援や介護の環境整備等の取り組みを始めました。「働き方改革実現会議」を設置し、非正規雇用の処遇改善、長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備、女性・若者の人材が活躍しやすい環境整備などの方向性を示しています。

＜法整備に関する動き＞

①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）の改正

2013（平成25）年の改正では、法律婚または事実婚の配偶者（婚姻関係を解消した場合の元配偶者も含む）に加え、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者も法の適用対象となりました。

②「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ被害防止法）の制定

2014（平成26）年、私的に撮影された性的な画像などを撮影対象者の同意なくインターネットなどに公表する行為を法律で規制することとなりました。

③「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）の改正

2016（平成28）年の改正により、事業主に対して妊娠・出産などを理由とする上司や同僚からの嫌がらせの防止措置を講ずることを義務付けました。

④育児・介護休業法の改正

2016（平成28）年の改正により、介護休業の分割取得や介護休暇・子の看護休暇の取得単位の柔軟化、育児休業などの対象となる子の範囲を拡大しました。また、事業主に対しては、育児休業や介護休業の取得などを理由とした上司や同僚からの嫌がらせを防止する措置を講ずることを義務付けました。

さらに、2017（平成29）年の改正では、1歳6か月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に再度申出することにより、育児休業期間を「最長2歳まで」延長できるようになり、あわせて育児休業給付の支給期間も延長することとなりました。

⑤「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）の改正

2016（平成 28）年、被害者が拒んでいるにも関わらず、連続してブログや SNS 等の個人のページにコメントを送るなどの規制対象行為が拡大しました。また、警告を経なくても禁止命令等を行うことができるようになりました。

⑥刑法の一部を改正する法律の公布

2017（平成 29）年、近年の性犯罪の実情等に鑑み、刑法の強姦罪に関する部分が改正されました。これまでは強姦の被害者は女子のみとされていたのが男性にも拡大され、性犯罪の被害者の性別を問わない内容に変わりました。それにともない、罪名も「強姦罪」から「強制性交罪」に変更された他、法定刑を厳罰化するとともに、告訴がなくても起訴できるようになりました。

⑦「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行

2018（平成 30）年、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的として、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

国及び地方公共団体の責務として、「政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする」と定められました。

（３）東京都の動き

①「東京都男女平等参画推進総合計画」の策定

2017（平成 29）年 3 月、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び「東京都男女平等参画基本条例」に基づく行動計画として「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定しました。この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく都道府県女性活躍推進計画と、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」を合わせたものとなっています。

②「特定異性接客営業等に関する条例」の施行

2017（平成 29）年 7 月、主として女子高校生にマッサージ等を行わせたり、会話やゲームの相手をさせたりするなどのサービスを提供する、いわゆる「JK ビジネス」等について規制し、青少年の健全な育成を阻害する行為及び青少年を被害者とする犯罪を防止することを目的として、「特定異性接客営業等の規制に関する条例」が施行されました。

③「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」の制定

2018（平成 30）年、東京 2020 オリンピックの開催都市として、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現をめざすため、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」を制定しました。条例の目的に啓発等の施策を総合的に実施することを明記し、「多様な性の理解の推進」及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」を図るものとしています。

（４）西東京市の動き

①西東京市男女平等参画推進計画の策定

2004（平成 16）年 3 月に「一人ひとりが自分らしく自立しいきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす」を基本理念とする「西東京市男女平等参画推進計画」を策定し、6つの領域に沿って施策を推進してきました。その後、2007（平成 19）年に西東京市民意識・実態調査を実施、2009（平成 21）年 3 月に第 1 次計画の基本理念や取り組みの領域を継承しつつ、第 2 次計画、2014（平成 26）年には第 3 次計画を策定しました。計画の進行管理にあたっては、市民参加の恒常的推進組織として男女平等参画推進委員会が毎年、実績評価を行っています。

②配偶者暴力被害者への支援

配偶者からの暴力の被害者を支援する取り組みとして、2006（平成 18）年度に西東京市配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を設置し、情報交換等を通じ関係機関及び庁内関係部署相互間の連携強化を図ってきました。

また、2014（平成 26）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「西東京市配偶者暴力対策基本計画」を策定し、第 3 次計画の中に位置づけました。

③西東京市男女平等推進センター パリテの開設

2008（平成 20）年、相談、学習、情報発信・交流などの機能を備えた「男女平等推進センター パリテ」を開設しました。男女平等参画社会を推進していくための活動拠点として、パリテまつりの実施、相談事業、各種講座の開催、西東京市男女平等情報誌『パリテ』の発行などの事業を実施しています。施設運営にあたっては、企画運営委員会、利用者懇談会などを通して市民の意見を反映しています。

④『西東京ワークライフバランス推進労使宣言』、『「健康市役所」宣言』、『「健康」イクボス・ケアボス宣言』の取り組み

市は「健康」応援都市の実現をめざしていますが、2010（平成22）年3月に市と職員労働組合で「西東京ワークライフバランス推進労使宣言」を、2016（平成28）年3月に「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言を行いました。また、2017（平成29）年5月には市長が「健康」イクボス・ケアボスを宣言しました。その後管理職も順次宣言を行っています。いずれも職員のワーク・ライフ・バランスの実現や、心の健康の保持・増進、ハラスメントの防止に努めるだけではなく、「健康市役所」の成果を市民や社会に広げることを目的とした取り組みです。

⑤『西東京市子ども条例』の制定

市は、2018（平成30）年10月に、今と未来を生きるすべての子どもがすこやかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、しくみを整え、市全体で子どもの育ちを支えていくことを目的として、「西東京市子ども条例」を制定しました。

この条例には、子どもの育ちを支える人たちの役割やその人たちへの支援、子どもの権利を守るための取り組み、相談・救済のしくみをつくること等を示しています。

3 計画の目的

この計画は、西東京市が行う男女平等参画施策の基本方針を示すと同時に、男女平等参画社会実現のための直接的、間接的な取り組みを体系化し取りまとめ、その施策を推進することを目的とするものです。

4 計画の性格・位置づけ

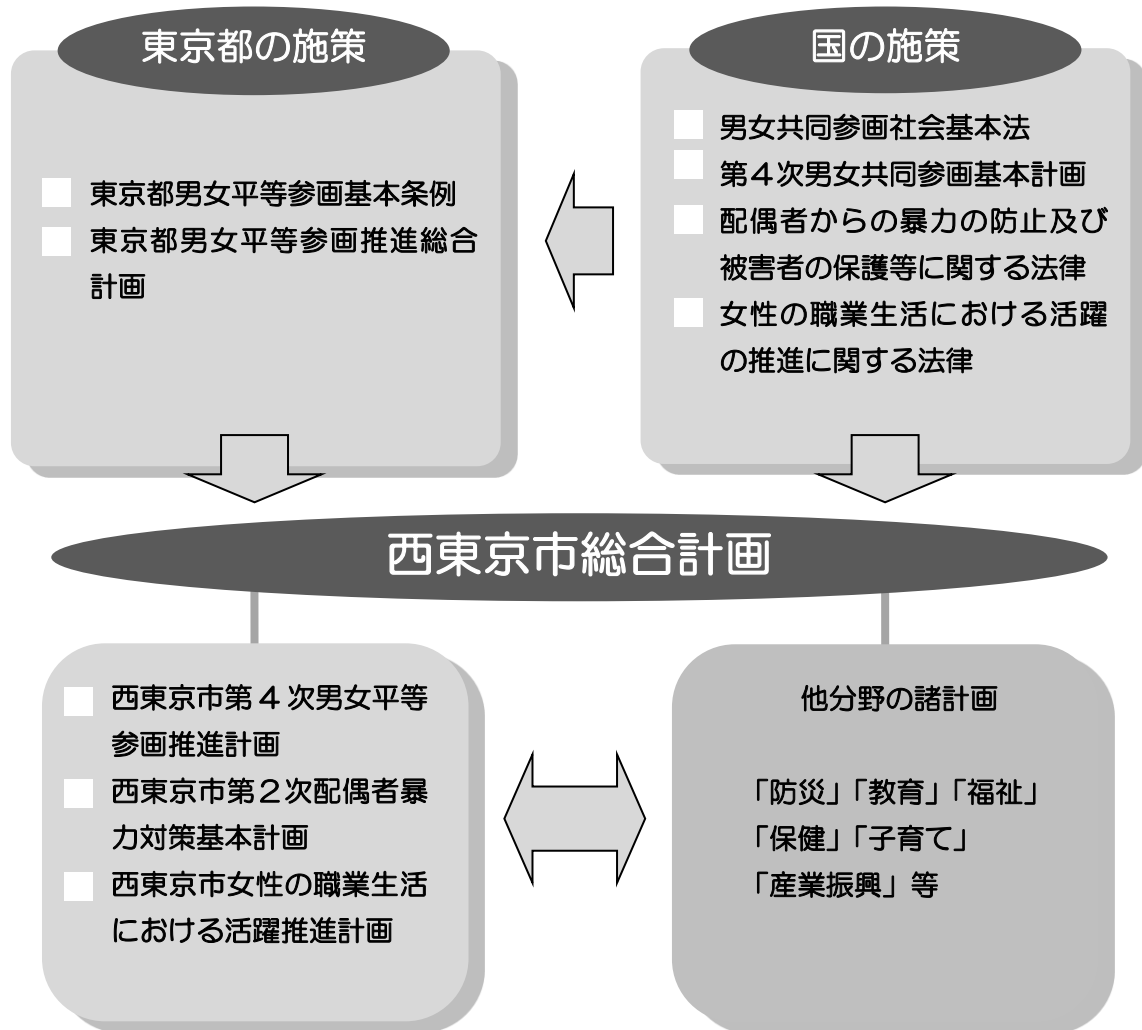
- （1） この計画は、「男女共同参画社会基本法」に規定される「市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（第14条第3項）」です。
- （2） この計画は、「西東京市総合計画」や「地域福祉計画」「子育て支援計画」などの関連する他計画と整合性を図りながら策定します。
- （3） この計画の基本目標Ⅰ（人権の尊重）の課題Ⅰ-3（配偶者等からの暴力の防止と被害者支援）は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に該当し、「西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画」として位置づけます。

- (4) この計画の基本目標Ⅲ（ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進）の課題Ⅲ-1（ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進）、Ⅲ-2（経済活動における女性活躍の推進）、及びⅢ-3（男性の家事・育児・介護への参画促進）は、「職業生活における女性の活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に該当し、「西東京市女性の職業生活における活躍推進計画」として位置づけます。
- (5) この計画は、男女平等参画社会をめざす第1次、第2次、第3次の計画を継承するものであり、学識経験者や公募の市民等で構成される「西東京市男女平等参画推進委員会」での検討を中心に、「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」や「市民説明会」の意見などを踏まえ、策定します。
- (6) この計画は、西東京市の施策を進めるための行政の計画であるとともに、市民と協働で取り組むことを前提とした計画とします。
- (7) この計画は、全庁的に取り組んでいくことを前提とします。
- (8) この計画は、市民参加のもと策定後の取り組みの実施・点検・評価を行い、実効性の確保に努めていきます。
- (9) この計画のうち、西東京市の行政権限を越える課題については、国・都や関係機関、事業主等に対して、積極的に働きかけていくものとします。

5 計画の期間

この計画の期間は、2019（平成31）年度から2023（平成35）年度までの5カ年とします。

〈計画の位置づけ〉



第2章 西東京市の現状と 男女平等参画の課題

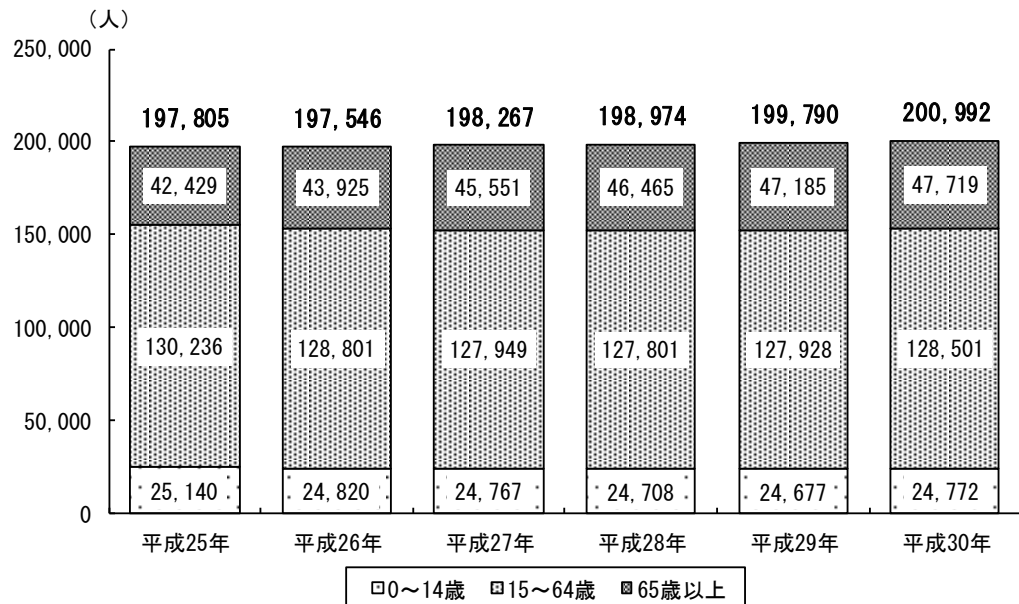
1 少子・高齢化と世帯構成の変化

(1) 3区分別人口の推移

西東京市の人口は、2014（平成26）年にわずかに減少したものの、おおむね増加傾向にあり、2018（平成30）年1月1日現在で200,992人となっています。

年齢3区分別の人口構成比をみると、0～14歳と15～64歳の割合は減少している一方で65歳以上の割合は、2013（平成25）年の21.4%から2018（平成30）年には23.7%と増加しています（図表1）。

図表1 年齢3区分別人口構成・構成比（西東京市）



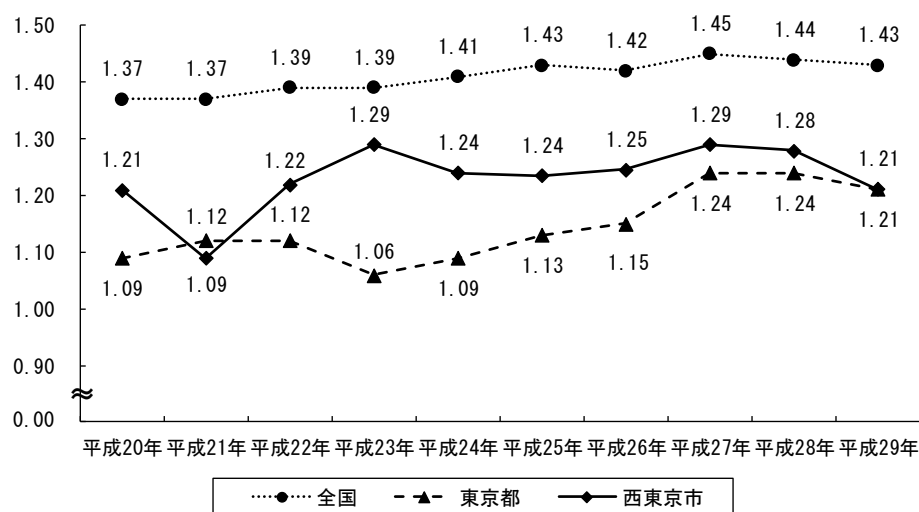
	(%)					
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
0～14歳	12.7	12.6	12.5	12.4	12.4	12.3
15～64歳	65.8	65.2	64.5	64.2	64.0	63.9
65歳以上	21.4	22.2	23.0	23.4	23.6	23.7

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2) 合計特殊出生率

西東京市の合計特殊出生率（1人の女性が一生に生む子どもの数）は、2008（平成20）年から2017（平成29）年にかけて、増減をしています。西東京市は、全国平均より下回っていますが、おおむね東京都を上回っています。しかし、近年では東京都との差は縮まり、2017（平成29）年には東京都と同じく1.21となっています（図表2）。

図表2 合計特殊出生率の推移（全国、東京都、西東京市）

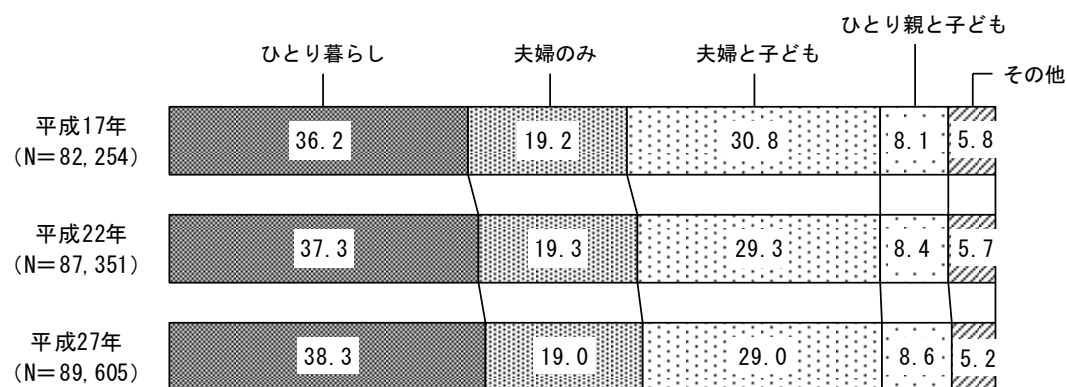


資料：人口動態統計

(3) 世帯類型の変化

西東京市の世帯類型の構成比をみると、2005（平成17）年から2015（平成27）年にかけてあまり大きな変化は見られません。しかし、「ひとり暮らし」、「ひとり親と子ども」は増加しています（図表3）。

図表3 世帯類型構成比の推移（西東京市）



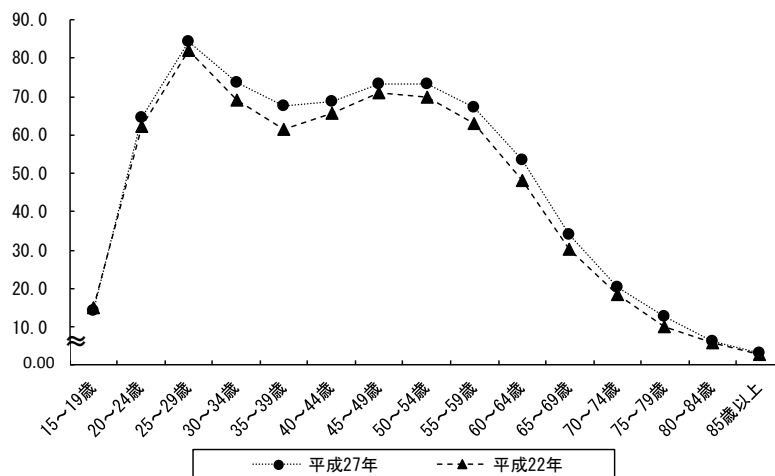
資料：国勢調査

2 女性の労働と男女平等参画

(1) 女性の労働力率

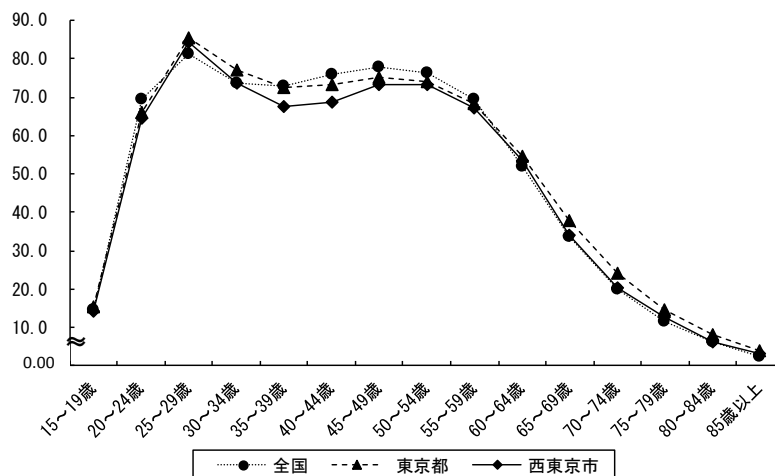
西東京市の女性の労働力率をみると、25～29 歳で高くなっていますが、その後減少し、再び 40～44 歳で上昇しています。女性の労働力率は、いわゆるM字曲線を描いていることから、働いていた女性が結婚や育児で一時仕事を辞め、子育てが一段落してから再就職する傾向がわかります（図表4）。また、全国、東京都と比較すると、35～39 歳のいわゆる M 字の谷部分が低くなっています（図表5）。

図表4 15歳以上の年齢階級別女性の労働力率の推移（西東京市）
（平成22年、平成27年）



資料：国勢調査（平成22年、平成27年）

図表5 15歳以上の年齢階級別女性の労働力率の比較（全国、東京都、西東京市）



資料：国勢調査（平成27年）

(2) 審議会・委員会等への女性の参画状況

西東京市の審議会・委員会等委員に占める女性委員の割合は、2018（平成 30）年では、「地方自治法第 202 条の 3 に定める審議会（※ 1）」は 34.2%、「地上自治法第 180 条の 5 に定める委員会（※ 2）」は 16.2%、となっており、東京都市町村合計よりもそれぞれ高い割合となっています。「その他審議会等」は 26.4%であり、東京都市町村合計よりも低くなっています（図表 6）。

図表 6 委員会・審議会等への女性の参画状況

	地方自治法(第202条の3) に定める審議会※1			地方自治法(第180の5) に定める委員会※2			その他審議会等		
	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)
西東京市	445	152	34.2	37	6	16.2	246	65	26.4
東京都 特別区合計	15,077	4,277	28.4	389	71	18.3	15,702	5,450	34.7
東京都 市町村合計	13,948	3,845	27.6	1,080	166	15.4	13,077	4,968	38.0
東京都 区市町村合計	29,025	8,122	28.0	1,469	237	16.1	28,779	10,418	36.2
東京都	716	215	30.0	92	12	13.0	1,715	478	27.9

注：平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日現在）

資料：東京都ホームページ「区市町村の男女平等参画推進状況」

※ 1 第二〇二条の三

- 1 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

※ 2 第一八〇条の五

- 1 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。
 - 一 教育委員会
 - 二 選挙管理委員会
 - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会
 - 四 監査委員
- 2 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。
 - 一 公安委員会
 - 二 労働委員会
 - 三 収用委員会
 - 四 海区漁業調整委員会
 - 五 内水面漁場管理委員会
- 3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
 - 一 農業委員会
 - 二 固定資産評価審査委員会

3 配偶者等からの暴力

(1) 西東京市の相談状況

西東京市の婦人相談の述べ件数は、年度により上下しており、2015（平成 27）年度には 700 件を超えていますが、2016（平成 28）年度は 657 件となっています（図表 7）。

図表 7 西東京市婦人相談の相談件数

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談件数	556件	697件	724件	657件	集計中

資料：西東京市

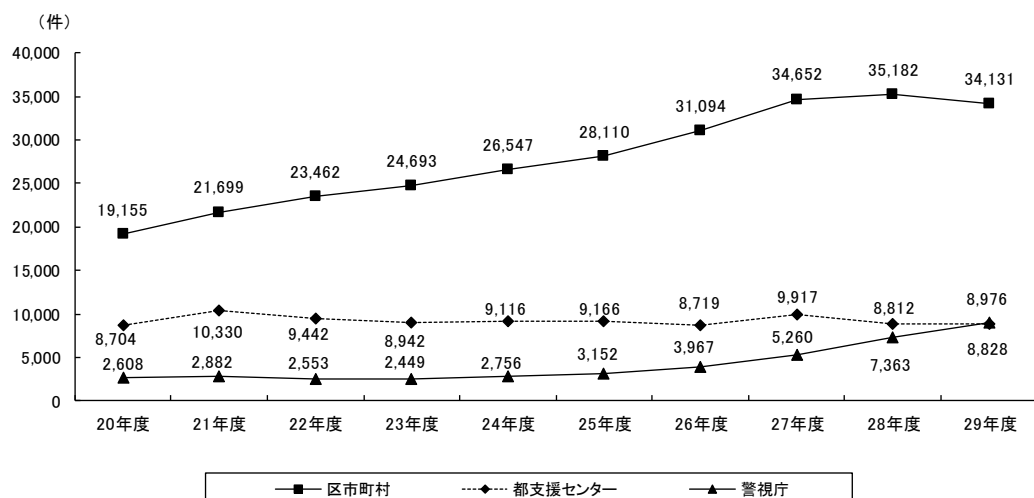
(2) 東京都内の相談状況

都内各相談機関における相談件数の推移をみると、東京都の配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、2008（平成 20）年度から増減を繰り返しながら平均して 9,000 件前後で推移しています。

警視庁の総合相談センターや警察署に寄せられた相談件数は、2008（平成 20）年度から 2012（平成 24）年度まで 2,000 件台と横ばいになっていましたが、2013（平成 25）年度から増加し、2017（平成 29）年度には 8,976 件となっています。

区市町村における相談件数は、2008（平成 20）年度の 19,155 件から年々増加し、2009（平成 21）年度には 20,000 件、2014（平成 26）年度には 30,000 件を超え、2017（平成 29）年度には 34,131 件となっています（図表 8）。

図表 8 都内各相談機関における配偶者暴力等相談件数の推移



資料：東京都福祉保健局

4 男女平等参画を取り巻く課題

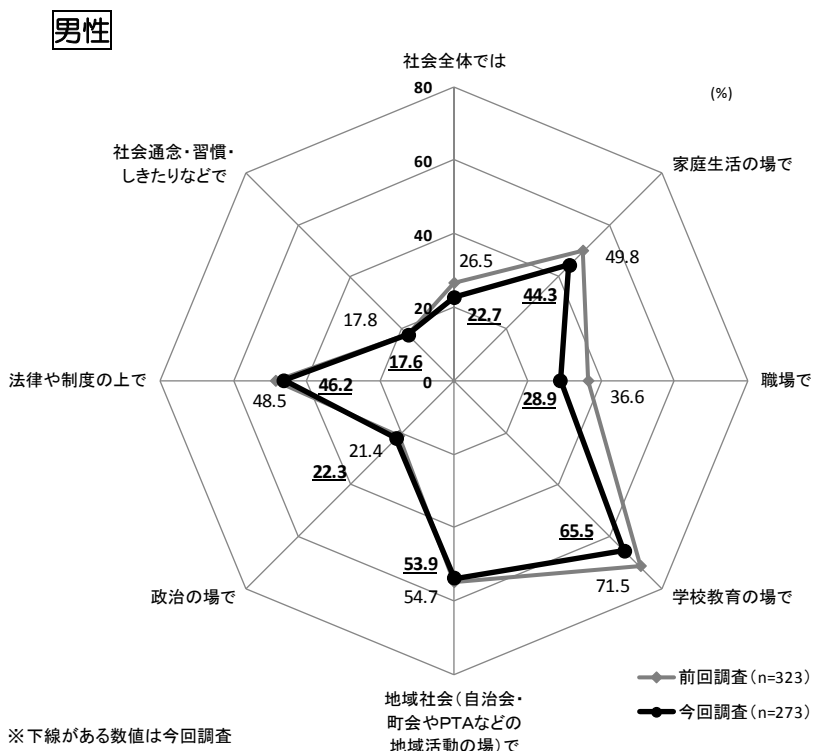
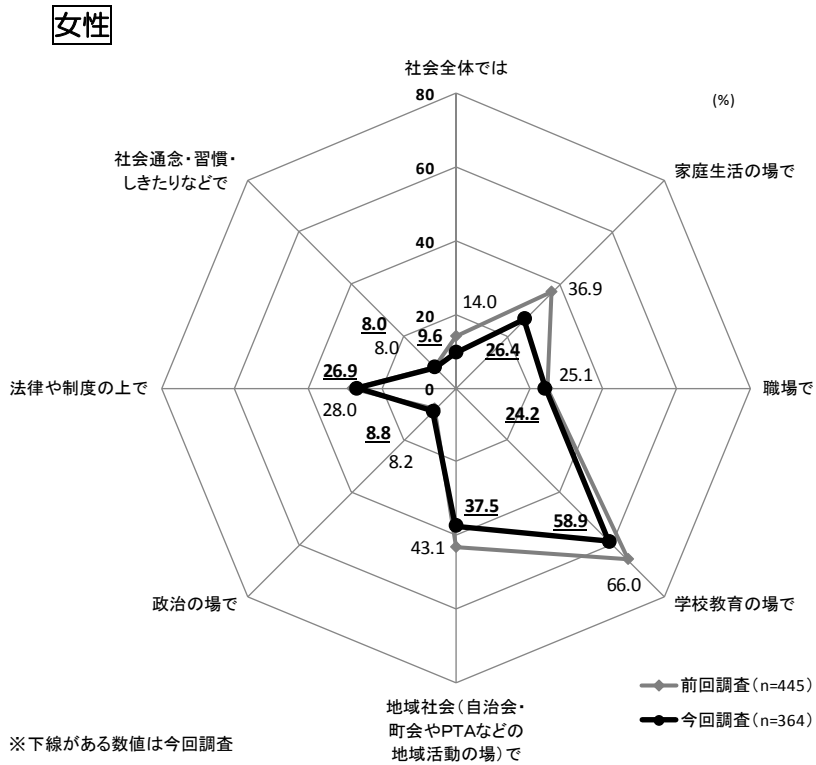
(1) 男女の地位の平等感

2017（平成 29）年に実施した「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（以下、「実態調査」する）では、男女の地位の平等感について『家庭生活の場で』、『職場で』、『学校教育の場で』、『地域社会（自治会・町会やPTAなどの地域活動の場）で』、『政治の場で』、『法律や制度の上で』という7つの分野及び『社会全体では』についてたずねています。

「男女の地位は平等になっている」と答えている割合は、男女ともに『教育の場では』で最も高く、6割～6割半ば程度ですが、その他の分野では低くなっています。『社会全体では』をみると、男女ともに平成 24 年調査よりも低く、女性は 9.6%、男性は 22.7%にとどまっています。

平成 24 年調査に比べ、『平等』と回答した割合は、女性は『政治の場で』、『社会通念・習慣・しきたりなどで』以外の項目で平成 29 年調査が下回っています。男性は『政治の場で』以外の項目で平成 29 年調査が下回っています（図表9）。

図表9 男女の地位の平等感（性別）【平成29年、平成24年比較】
 ＜《平等》と回答した割合＞



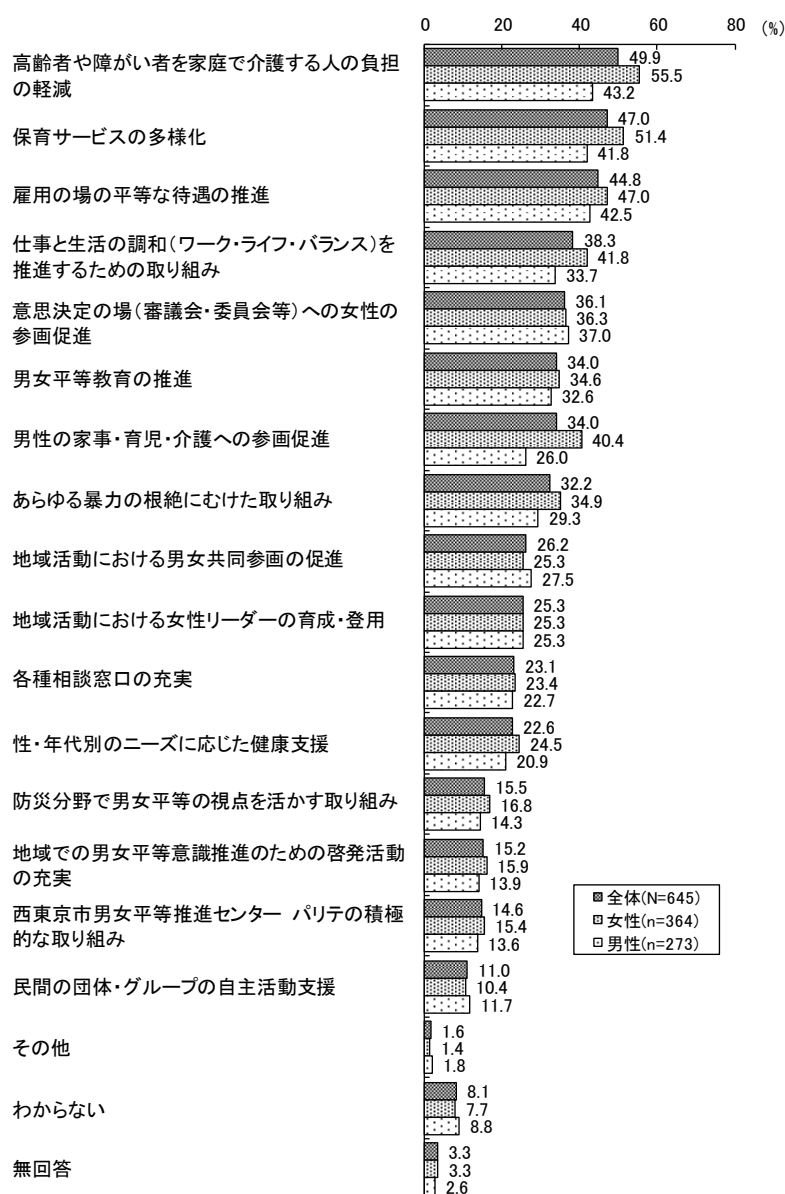
※平成24年調査は対象者の年齢が18歳以上70歳未満、今回調査は対象者の年齢が異なります。
 資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

(2) 西東京市が特に力を入れていくべき男女平等参画施策

市民意識実態調査では、男女平等をめざした取り組みのうち、西東京市が特に力を入れていくべき施策についてたずねています。

全体では、「高齢者や障がい者を家庭で介護する人の負担の軽減」、「保育サービスの多様化」、「雇用の場の平等な待遇の推進」などの施策が4割超え、上位にあがっていますが、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を推進するための取り組み、「意思決定の場（審議会・委員会等）への女性の参画促進」、「男女平等教育の推進」、「男性の家事・育児・介護への参画促進」、「あらゆる暴力の根絶にむけた取り組み」などの施策も3割を超えています（図表 10）。

図表 10 西東京市が特に力を入れていくべき男女平等参画施策（全体、性別：複数回答）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

この計画の基本理念は、次のとおりとします。

**一人ひとりが自分らしく自立し
いきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす**

基本理念の実現に向けて、以下の3つの視点を掲げます。

◎人権の尊重

私たちは、誰もが性別等により差別されることなく、人権を尊重する社会をめざします。

◎個性の尊重

私たちは、自らの意思と責任により、多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択することができる社会をめざします。

◎男女平等参画

私たちは、家庭、仕事、地域活動など、あらゆる分野に男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会をめざします。

2 基本的考え方

この計画は、すべての男女を施策の対象とし、性別等により異なる扱いがされない社会をめざしています。一方、妊娠・出産に関する女性特有の機能について保護の対象とすることは、男女平等に反するものではなく、社会として必要なことと考えます。また、この計画では、差別の結果生じている男女間の格差を改善するためには、必要な範囲において男女のいずれか一方に対して、参画の機会を積極的に提供する必要があると考えます。

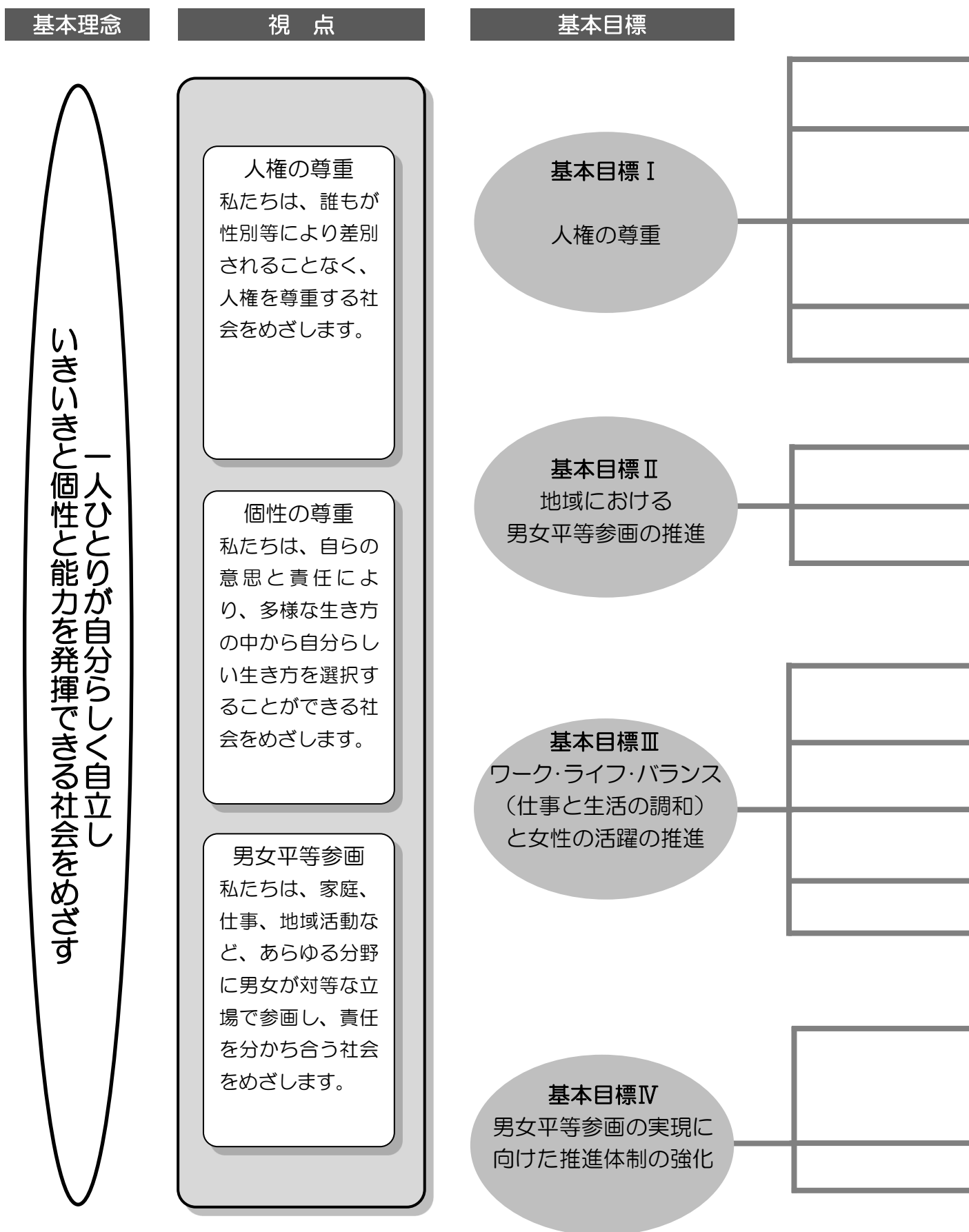
3 基本目標と重点課題の設定

この計画では、4つの基本目標を設定し、目標を実現するための課題を明らかにし、課題解決に向けた施策を提示しています。

また、基本目標ごとに重点的に取り組む課題として重点課題を選定し、より積極的に施策の展開を図ります。

さらに、この計画では、達成度を確認し、計画の進捗を把握するため、課題ごとに指標と目標値を設定しています。

4 計画の体系



※1「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画」
 ※2「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画」

課題（★は重点課題）	施策
I-1 ★ 男女の固定的性別役割分担意識の解消	(1) 男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供 (2) 男女平等に関する学習機会の提供 (3) メディア・リテラシーの普及・啓発の推進
I-2 家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進	(1) 男女平等参画推進のための教育・学習の実施 (2) 多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり (3) 保護者・保育士・教員・地域団体等の男女平等意識の啓発
西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画※1	
I-3 ★ 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	(1) 暴力の未然防止と早期発見 (2) 相談窓口の充実 (3) 被害者の安全の確保と自立への支援 (4) 市の体制整備に向けた取り組みの強化 (5) 関係機関との連携強化
I-4 男女平等を阻む暴力の防止	(1) 暴力の防止に向けた意識啓発 (2) 暴力の被害者に対する支援
I-5 性と生殖に関する健康支援	(1) からだと性に関する正確な情報の提供 (2) 性差に応じた健康支援
II-1 ★ 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進	(1) 審議会・委員会等への女性の積極的登用 (2) 人材に関する情報の収集と人材の養成
II-2 地域活動における男女平等参画の推進	(1) 女性リーダーの育成と参画の促進 (2) 地域活動等への男性の参画の促進 (3) 市民活動団体との協働
II-3 男女平等参画の視点による防災・減災のまちづくりの推進	(1) 防災対策における女性の参画拡大 (2) 男女平等参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進
西東京市女性の職業生活における活躍推進計画※2	
III-1 ★ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	(1) ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供 (2) ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ
III-2 経済活動における女性活躍の推進	(1) 女性の就労及びキャリア形成支援 (2) 市内の事業所における女性の活躍の推進 (3) 女性農業者への支援 (4) 女性の起業、コミュニティビジネス等への支援
III-3 男性の家事・育児・介護への参画促進	(1) 男性の家事・子育てへの参画促進 (2) 男性の介護への参画促進
III-4 子育てへの支援	(1) 子育て支援サービスの充実 (2) 地域での子育て支援の促進 (3) ひとり親家庭への支援
III-5 介護への支援	(1) 地域での支え合いのしくみづくり (2) 家族介護者への支援
IV-1 ★ 庁内推進体制の充実	(1) 庁内推進体制の充実・強化 (2) 男女平等推進条例設置の検討 (3) 国や都、他自治体等との連携や情報交換 (4) 男女平等参画に関する職員の理解促進 (5) 男女ともに働きやすい職場環境の整備 (6) 管理的立場における女性職員の参画促進
IV-2 男女平等推進センターパリティの事業の充実	(1) 相談機能の充実 (2) 学習機能の充実 (3) 情報収集・提供の充実 (4) 市民との協働
IV-3 男女平等参画推進計画の進行管理	(1) 市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ

人権の尊重

◆人権尊重を基礎として、男女平等参画の意識づくりと男女平等教育を進めます

すべての人間は生まれながらにして平等であり、あらゆる差別は人間としての権利と自由を侵害するものです。女子差別撤廃条約は、人権に関する国際規約の締約国が男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、女性に対するあらゆる差別を撤廃するための必要な措置をとることを求めており、人権尊重は男女平等参画の基礎的な概念となっています。

1999（平成11）年に男女共同参画社会基本法が制定されてから20年近く経ちますが、現在も「男性は仕事、女性は家庭」などの固定的な性別役割分担意識は残り、あらゆる分野で男女平等参画の推進を阻害する要因のひとつとなっています。

このため、人権尊重を基礎として、男女平等参画の意識づくりと男女平等教育を進めます。

また、人権尊重の観点から、性的マイノリティへの支援について取り組む必要があります。偏見や差別を解消するため、性的マイノリティについての理解を促進し、多様な性のあり方を認め合う意識の育成に努めます。

◆男女平等参画を阻む、あらゆる暴力の未然防止と被害者支援に取り組みます

配偶者等からの暴力をはじめ、さまざまなハラスメント行為、性暴力、ストーカー行為などは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。これらの暴力は、本来は対等であるはずの男女の関係性の歪みから生じており、男女平等参画社会の実現を阻害する要因のひとつとなっています。誰もが互いの人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことは、男女平等参画社会づくりの前提です。

このため、男女平等参画を阻む暴力の未然防止と被害者の支援に取り組みます。

◆性と生殖に関する健康支援に取り組みます

女性が生涯を通じて健康な生活を送ることは、女性の権利とされています。女性には妊娠・出産、女性特有のがんなど、男性とは異なる健康課題があります。

このため、女性が安心して医師に健康上の悩みを相談でき、適切な医療を受けられるように、医療機関と連携しながら女性の健康支援に取り組みます。

また、男性に対する健康支援も重要です。このため、性と生殖に関する健康と権利の視点から、市民が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、情報提供や支援を行います。

I-1 男女の固定的性別役割分担意識の解消 ★重点課題

男女平等の意識づくりは、これまでもさまざまな形で進められてきましたが、依然として男女の固定的性別役割分担意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」などと性別によって役割を固定する考え方）が根強く残っています。

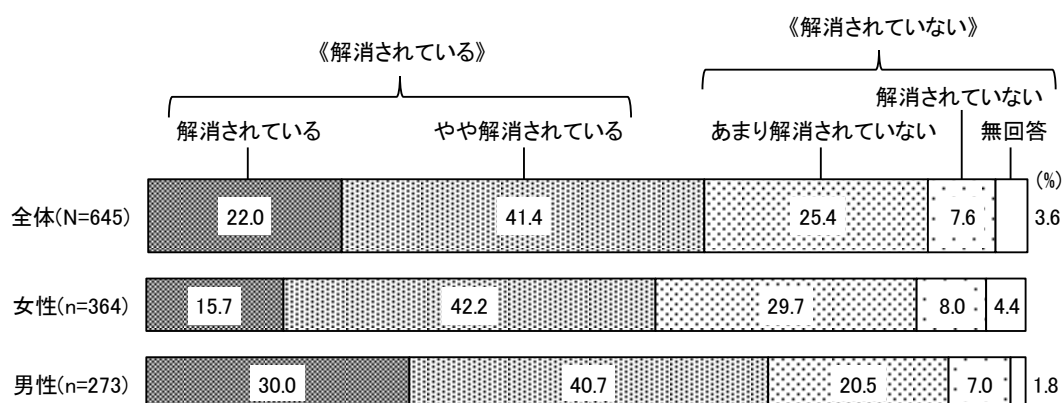
実態調査によれば、固定的性別役割分担意識について、女性は37.7%、男性は27.5%が《解消されていない》と回答しており、女性と男性の間で差が見られます（図表I-1）。

性別にとらわれず、市民一人ひとりが、いきいきと個性と能力を発揮できる男女平等参画社会を実現するために、男女の固定的性別役割分担意識の解消を進めます。

また、メディアから発信される情報は、市民の男女平等に対する考え方や、固定的性別役割分担意識に影響を及ぼします。

メディアが発信する情報を、市民が的確に理解し、主体的に判断できる能力を身につけることができるよう、メディア・リテラシーの普及・啓発を進めるとともに、市の発行物等の表現において、男女平等の視点の徹底に努めます。

図表 I-1 固定的性別役割分担意識についての考え（全体、性別）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

（１）男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供

市民一人ひとりが、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と能力を発揮できるよう、男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供の充実を図ります。

事業	内容	担当課
①情報誌パリティの発行と配布	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透及び男女の固定的役割分担意識の解消を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課
②情報の提供	男女平等意識や男女平等参画について、市報、市ホームページ、パネル展などさまざまな媒体を通して、情報提供を行います。	協働コミュニティ課 秘書広報課 公民館 図書館
③パリティまつりの開催	パリティまつりを開催し、多くの市民に向けて、男女平等参画について発信します。	協働コミュニティ課

（２）男女平等に関する学習機会の提供

身近な生活のさまざまな問題を通して、市民が固定的性別役割分担意識に気づき、男女平等参画について学べるように学習の機会を提供します。

事業	内容	担当課
①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催	広く市民に向けて、男女平等意識の浸透と定着を図り、男女平等参画に関わるさまざまな問題について、ともに考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催します。	協働コミュニティ課 子ども家庭支援センター 公民館
②資料の収集と図書の貸し出し	市民が男女平等参画について学び、情報を入手できるように、男女平等に関する資料の収集や図書の貸し出しを行います。	協働コミュニティ課 図書館

(3) メディア・リテラシーの普及・啓発の推進

市民が情報を取捨選択し活用する能力の向上を図れるよう、メディア・リテラシーの普及・啓発を推進するとともに、市発行物等の表現における男女平等ガイドラインを庁内に周知します。

事業	内容	担当課
①情報誌パリティや講座等によるメディア・リテラシーの普及・啓発の推進	情報を取捨選択し活用する能力など、メディア・リテラシーの普及・啓発を推進します。	協働コミュニティ課
②市発行物等の表現における男女平等ガイドラインの周知徹底	市報やホームページ、市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるよう、庁内に周知するとともに、作成したガイドラインの具体例について適宜追加を行います。	協働コミュニティ課 秘書広報課

I-2 家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進

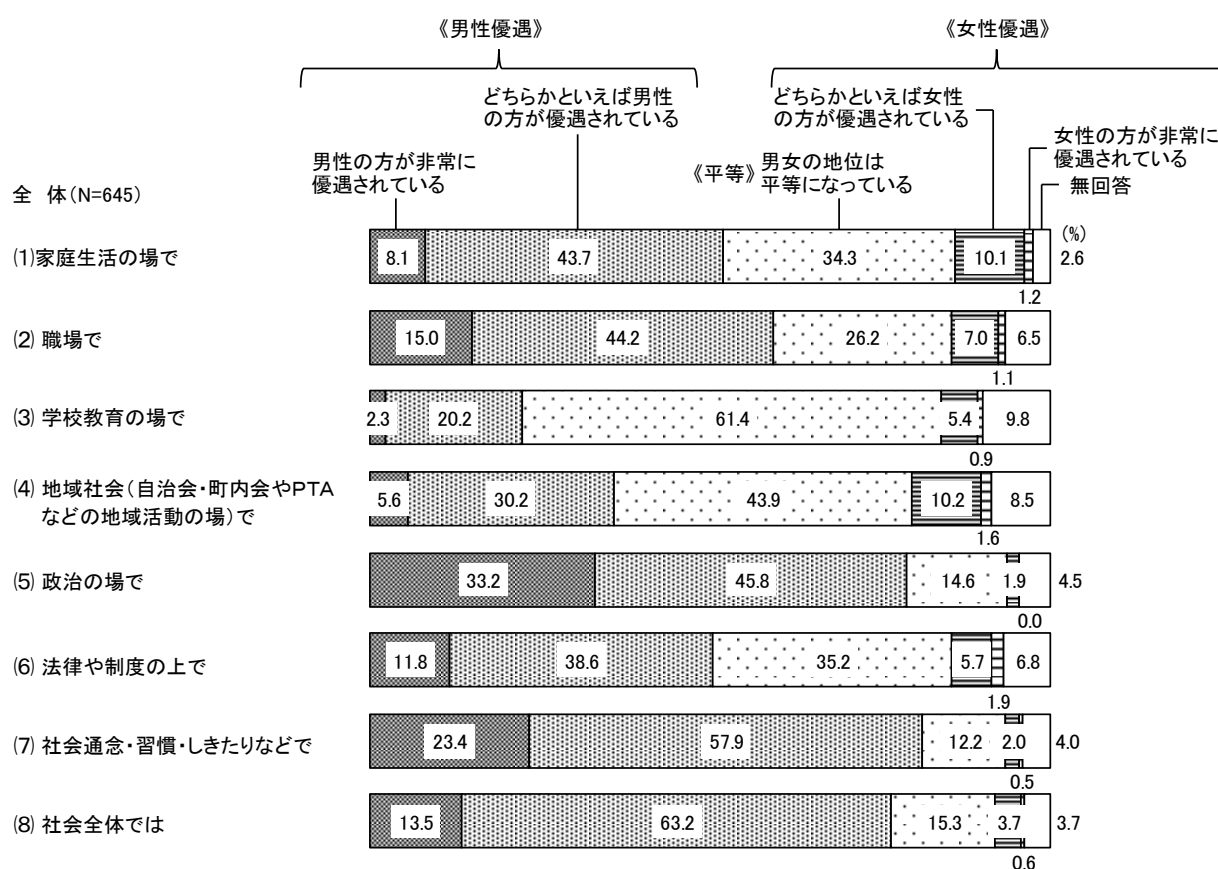
家庭や学校における教育は、子どもの意識や考え方に大きな影響を及ぼします。

実態調査によれば、男女の地位の平等感について、『社会全体では』は《男性優遇》が76.7%となっており、特に『社会通念・習慣・しきたりなどで』、『政治の場で』の2分野では《男性優遇》が8割程度と高くなっています（図表I-2）。性別にみると、どの分野でも女性は男性より《男性優遇》、男性は女性より《平等》、《女性優遇》の割合が高くなっています（図表I-3）。

また、同じく実態調査によれば、性的マイノリティへの取り組みを進めることについて、6割以上が「必要だと思う」と回答し、必要な対策として、環境整備、教員や市職員の研修、市民や企業等に対する意識啓発、相談窓口の充実などをあげています（図表I-4、I-5）。

男性、子ども、若者世代などを含め、あらゆる年代の市民が、男女平等参画社会について理解を深め、性別にとらわれることなく多様な生き方を認め合うための男女平等教育と学習を実施します。

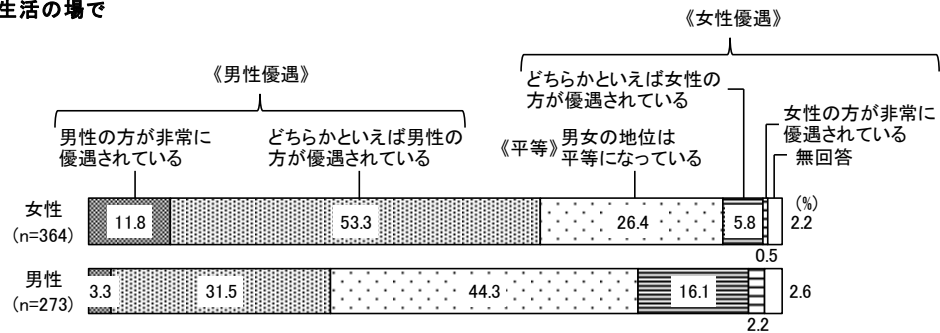
図表 I-2 男女の地位の平等感（全体）



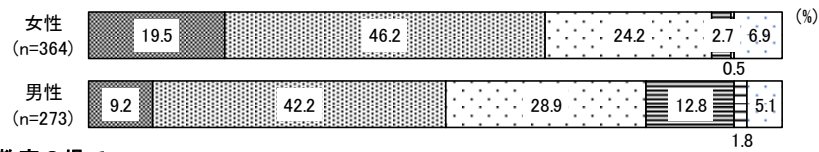
資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

図表 I-3 男女の地位の平等感（性別）

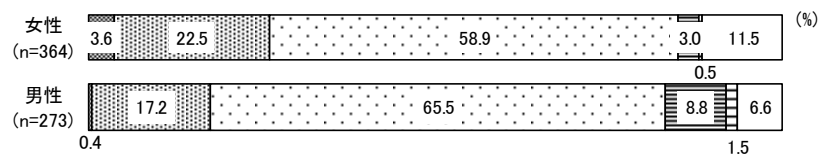
(1) 家庭生活の場で



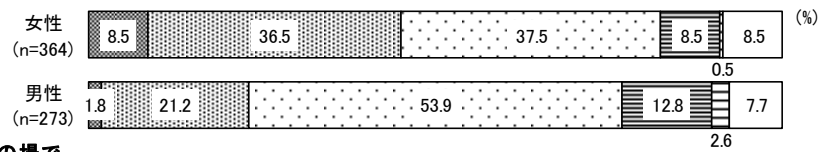
(2) 職場で



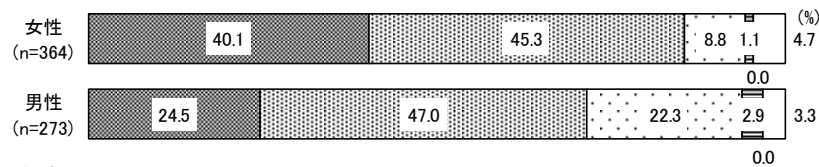
(3) 学校教育の場で



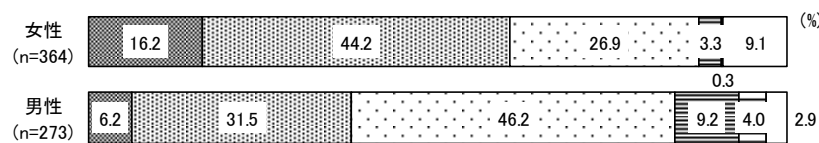
(4) 地域社会（自治会・町内会やPTAなどの地域活動の場）で



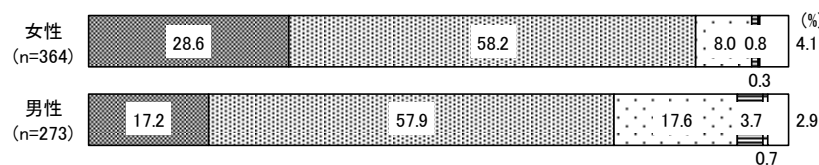
(5) 政治の場で



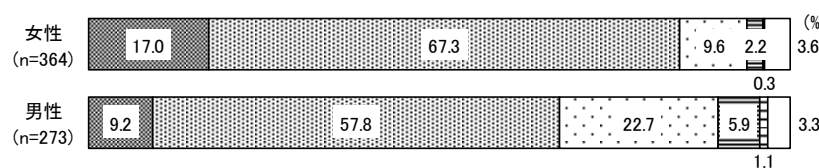
(6) 法律や制度の上で



(7) 社会通念・習慣・しきたりなどで

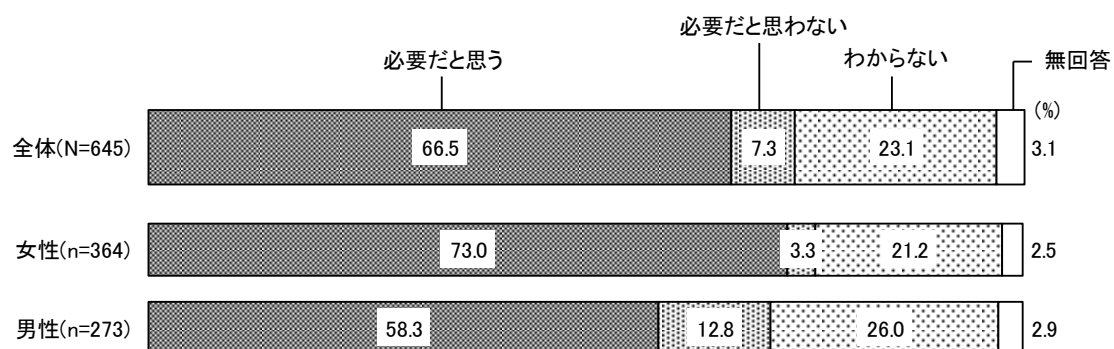


(8) 社会全体では

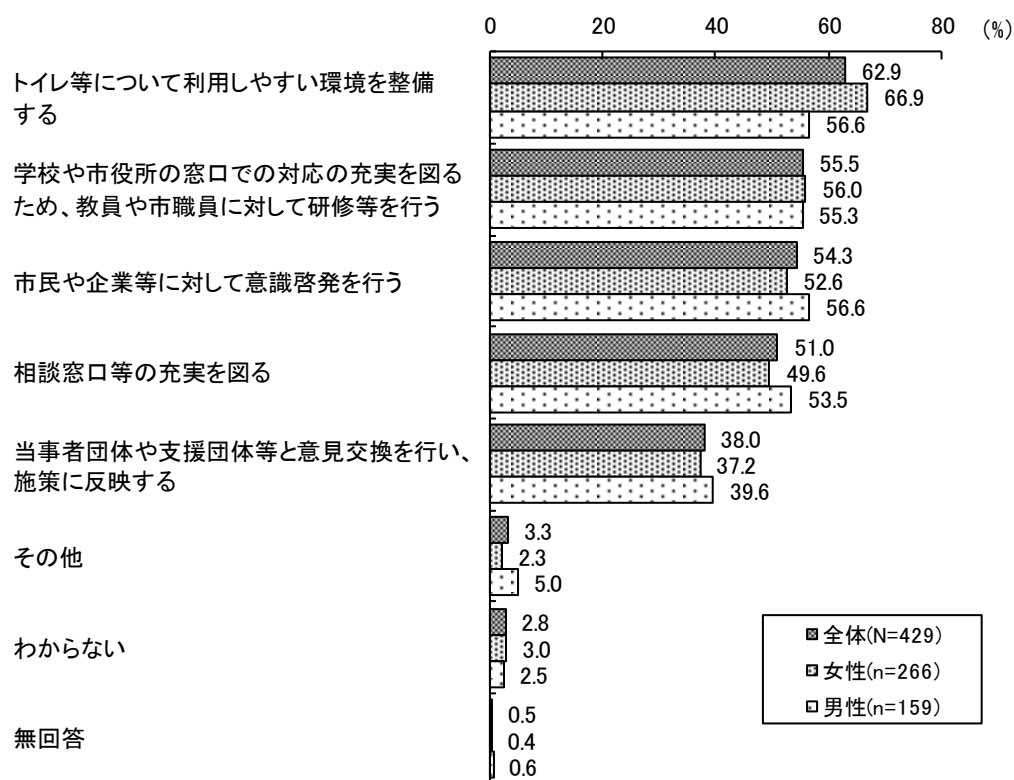


資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

図表 I-4 性的マイノリティへの取り組みについての考え方（全体、性別）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

図表 I-5 性的マイノリティが生活しやすくするために必要な対策（全体、性別：複数回答）
＜必要だと思う人＞

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

(1) 男女平等参画推進のための教育・学習の実施

子どもの頃から固定的な性別役割分担意識にとらわれない価値観を身につけ、多様な選択肢の中から将来の生き方を選ぶことを支援するため、学校等において、男女平等参画推進のための教育・学習を実施します。

事業	内容	担当課
①男女平等の視点にたった名簿等の活用	学校における名簿等の作成にあたっては、男女平等の視点にたって児童・生徒一人ひとりが自分らしく自立し、いきいきと個性と能力を発揮できるよう留意します。	教育指導課
② 固 定 的 な 性 別 役 割にとらわれないキャリア教育の実施	児童・生徒が、性別にとらわれず、個々の能力を発揮できる進路を選択できるように、キャリア教育を行います。	教育指導課
③学校等における男女平等教育の実施	男女共修や妊婦体験、介護体験などを通じて、男女平等教育を実施します。	協働コミュニティ課 教育指導課
④保育園や児童館、図書館などにおいて、男女平等の視点をもった関係図書の紹介等	保育園や児童館、図書館などにおいて、男女平等の視点をもった本・絵本・児童書などの紹介等を行います。	協働コミュニティ課 保育課 児童青少年課 図書館

(2) 多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり

すべての人があらゆる場面で活躍できる男女平等参画を実現するために、性自認（自分が認識している自分自身の性別）や性的指向（どの性別の人を好きになるか）の多様なあり方、性別にとらわれない多様な生き方を認める人権尊重の意識づくりを進めます。

事業	内容	担当課
①学校における人権教育の実施	学習指導要領等に基づき、授業や活動などで人権尊重や男女平等などについて指導の充実を図り、学校における人権教育を実施します。	教育指導課
②多様な性や生き方に関する理解の促進	すべての人々がそれぞれの立場で性自認・性的指向の差別解消の取り組みを協働で進めるために、性的マイノリティの理解に向けた講座・講演会や情報提供等を通して、性の多様化や家族形態の多様化等に対する理解の促進を図ります。	協働コミュニティ課
③情報誌パリティの発行と配布（再掲）	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課
④国際交流等行事の実施	国籍、民族、文化、習慣等の異なる人々が互いを理解しあい、地域でともに暮らす多文化共生を推進します。	文化振興課

(3) 保護者・保育士・教員・地域団体等の男女平等意識の啓発

子どもたちの成長に深く関わる、保護者、保育士、教員、並びに地域で活動する民生委員・児童委員や地域の団体等に向けて、男女の固定的性別役割分担意識の解消を進めるため、男女平等についての理解促進と意識啓発を図ります。

事業	内容	担当課
①男女平等の視点にたった子育て情報誌の作成・配布	男性と女性がともに子育てに携わり、男女平等の視点をもって子育てができるように、子育てハンドブック等を作成し、配布します。	子育て支援課
②保育士等職員を対象とした男女平等意識の啓発	幼児や子どもの育成に携わる保育士や幼稚園教諭、学童指導員等が、男女平等意識に基づいて、保育や教育等ができるよう、啓発を行います。	子育て支援課 保育課 児童青少年課
③男女平等教育を推進するための教員の研修の実施	教員が男女平等意識に基づいて、子どもたちを教育・指導することの効果・必要性を学び、現場で役立てられるような研修を実施します。	教育指導課
④民生委員・児童委員や地域の団体等への啓発	民生委員・児童委員や、自治会・町内会長などの地域のリーダーが男女平等参画の必要性を理解して、地域活動を推進できるように、意識の醸成を図ります。	協働コミュニティ課 生活福祉課

I-3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 ★重点課題

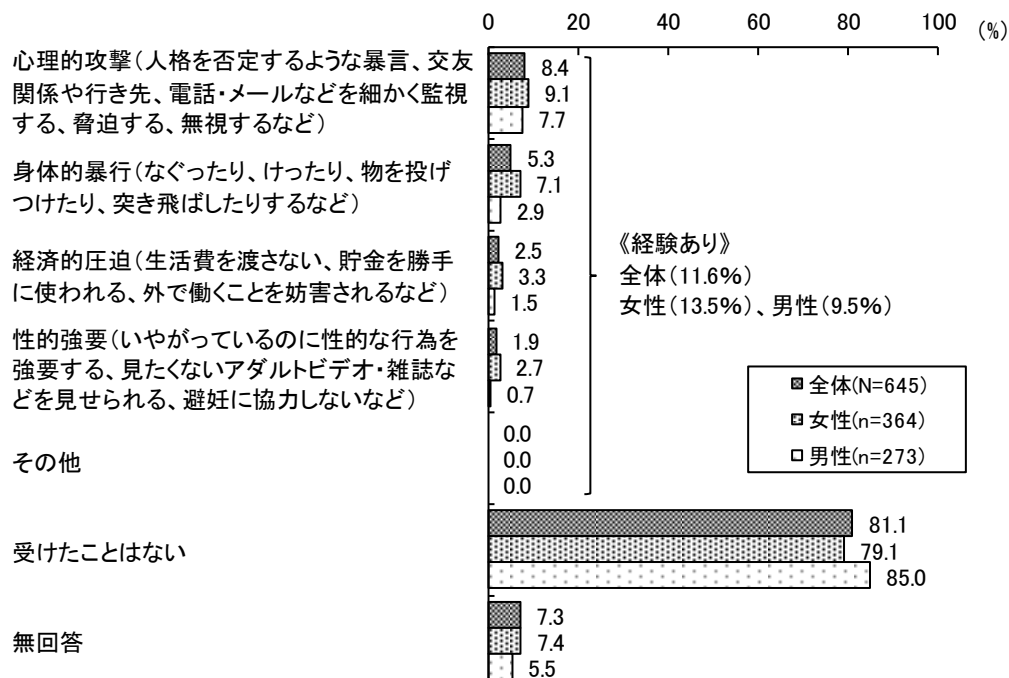
西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画

実態調査によれば、女性は13.5%、男性は9.5%の人が、配偶者等から暴力を受けた経験があります。配偶者等から受けた暴力は、心理的攻撃が男女ともに最も多くなっています（図表I-6）。

また、配偶者等から暴力を受けた経験がある人のうち、女性は5割程度、男性は7割以上が誰にも相談していません（図表I-7）。相談しなかった理由としては、女性は「人に打ち明けることに抵抗があったから」、男性は「相談するほどのことではないと思った」が最も多くなっています（図表I-8）。そのため、DVに関する啓発・普及をさらに進めるとともに相談窓口の周知を図り、DVの防止と被害者の支援体制の充実が必要です。

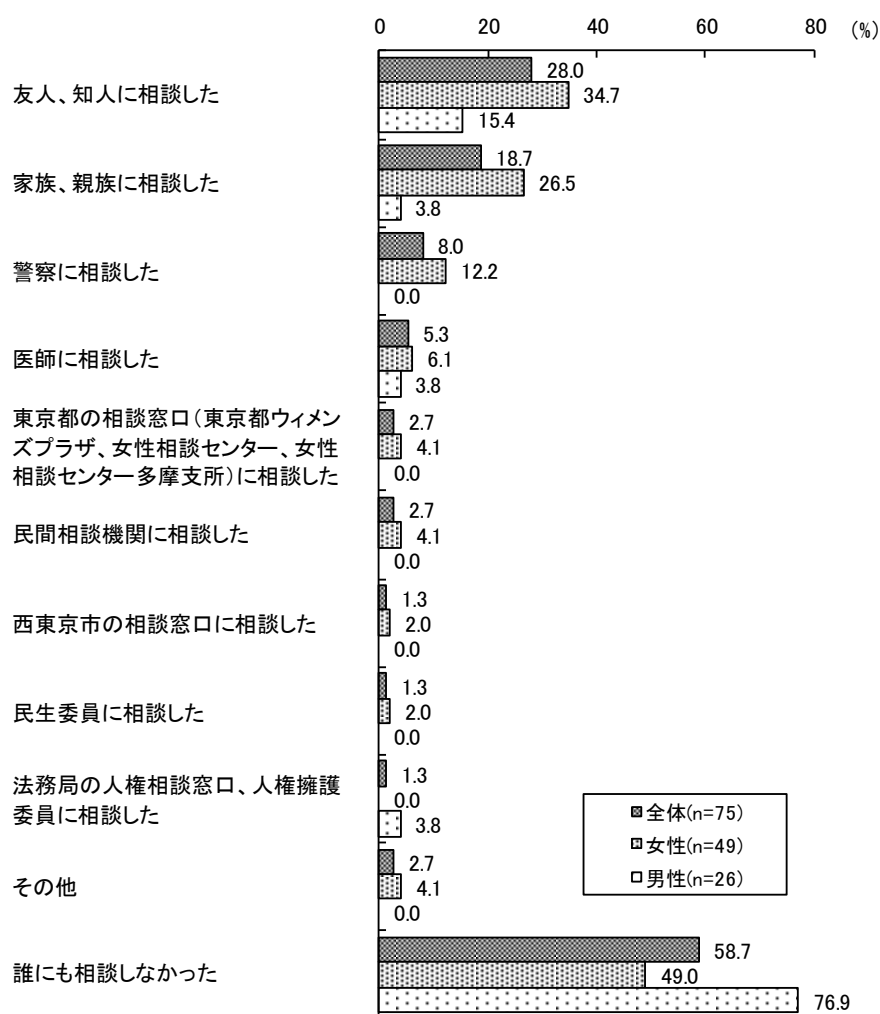
市では、この計画の本項を「西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画」と位置づけ、配偶者等からの暴力の防止、相談窓口の充実による早期発見と対応、被害者の安全確保と自立支援に取り組めます。さらに、庁内でDV被害者や加害者へ適切な対応ができるよう体制を整備するとともに庁内関係各課や関係機関との連携を強化し、相談から自立まで、対象者一人ひとりに寄り添いながら切れ目のない支援をしていきます。

図表I-6 配偶者等から暴力を受けた経験（全体、性別：複数回答）



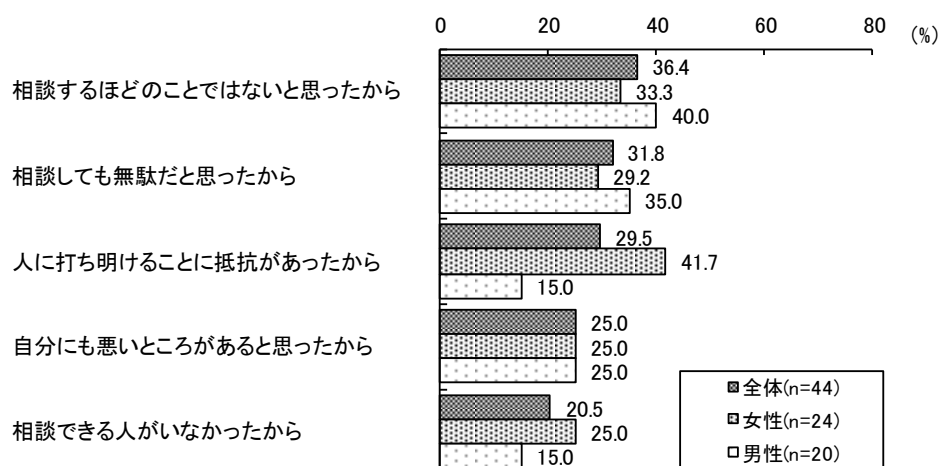
資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

図表 I-7 配偶者等から暴力を受けた時の相談経験（全体、性別：複数回答）
 ＜暴力を受けた経験がある人＞



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

図表 I-8 誰にも相談しなかった理由（上位 5 位）（全体、性別：複数回答）
 ＜誰にも相談しなかった人＞



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

(1) 暴力の未然防止と早期発見

配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見・対応に向けた啓発、市民や職務関係者との連携を進めます。

事業	内容	担当課
①講演会やパンフレット等による啓発	暴力の未然防止と早期発見を市民に働きかけるため、講演会やパンフレット等による啓発を行います。	協働コミュニティ課
②デートDV防止の啓発	恋人等親密な関係にある男女間の暴力の防止について、啓発を行います。	協働コミュニティ課
③早期発見に向けた市民、職務関係者との連携	暴力の早期発見・早期対応に向けて、市民、市の相談窓口や警察等の職務関係者との連携を進めます。	協働コミュニティ課

(2) 相談窓口の充実

DV被害者に相談窓口を利用してもらえるよう、相談窓口の周知とDVに関する情報提供を行います。そして、男女平等の視点にたち、誰もが問題解決の糸口を見出すことを支援する相談を通してDVの被害者を発見し、被害者の安全の確保と自立への支援につなげます。

事業	内容	担当課
①相談窓口の周知と情報の提供	さまざまな相談窓口を通してDVの被害者を発見し、適切な支援につなぐため、相談窓口の周知を図り、DVについて情報提供を行います。	協働コミュニティ課 関係各課
②女性相談の実施	男女平等の視点にたち、女性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等についての相談事業を実施します。	協働コミュニティ課
③一人ひとりの状況に応じた相談の実施	女性相談、子供家庭相談、ひとり親相談など、一人ひとりの状況に応じた相談を実施します。また、外国語（英語・韓国語等）による相談対応を検討します。	協働コミュニティ課 生活福祉課 子育て支援課 子ども家庭支援センター 健康課
④男性相談のあり方の検討	男女平等の視点にたち、男性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等についての相談事業のあり方を検討します。	協働コミュニティ課

（３）被害者の安全の確保と自立への支援

DV 被害者の安全を確保し、自立に向けて一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を行います。

事業	内容	担当課
①緊急一時保護の実施	DV 被害者の安全を確保するため、緊急一時保護の実施や宿泊費等の助成を行います。	協働コミュニティ課
②民間支援団体との連携	シェルターを運営している民間支援団体と連携し、DV 被害者が安心して一時避難できる場所を確保します。	協働コミュニティ課
③一人ひとりの状況に応じた関係部署間の連携による支援と情報の提供	DV 被害者の生活・子育て等を支援します。また、関係部署間で連携を図り、子どもの心のケアへの支援や保育・就学、必要な行政サービスを利用できるよう支援を行います。	協働コミュニティ課 健康課 生活福祉課 子育て支援課 関係各課
④被害者への自立支援の実施	DV 被害者の自立を支援する講座を実施します。	協働コミュニティ課

（４）市の体制整備に向けた取り組みの強化

DV被害者や加害者と接する可能性のある窓口職員のみならず、庁内全体でDV被害者へ適切な対応ができるよう、庁内での体制を整備します。

事業	内容	担当課
①職員研修の実施	相談窓口における２次被害を防ぐため、庁内関係各課の相談窓口等の職員に対してDVに関する職員研修を実施します。	協働コミュニティ課
②相談員の資質向上とメンタルケア	相談員の資質向上を支援するための研修やスーパーバイズ、相談員のメンタルケアに取り組みます。	協働コミュニティ課

(5) 関係機関との連携強化

DV 被害者の相談から自立まで、切れ目のない支援をしていくために、庁内関係各課、各種関係機関・専門家との連携を強化します。

事業	内容	担当課
①庁内関係各課との連携の強化	DV 被害者が抱えているさまざまな問題の解決に向けて、庁内関係各課との連携を強化します。	協働コミュニティ課
②各種関連機関・専門家との連携の強化	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を通じ、支援に必要な関係機関、専門家との連携を図ります。	協働コミュニティ課 市民課 保険年金課 健康課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 子育て支援課 保育課 子ども家庭支援センター 教育企画課 関係各課
③配偶者暴力相談支援センター機能の検討	DV の防止及び被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センター機能について、検討します。	協働コミュニティ課

I-4 男女平等を阻む暴力の防止

(セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等)

男女が平等に社会に参画していく上で、女性と男性が互いを尊重し、対等な関係をつくることが重要です。セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの暴力は、犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、対等であるはずの男女の関係性に歪みを生じさせ、男女平等を阻む要因となっています。

東京都内におけるストーカー等に係る相談件数をみると、2016（平成 28）年以降 2,500 件前後となっており、女性の被害者が8割以上となっています（図表 I-9）。また近年では、いわゆる「JKビジネス※」をはじめとした若年層を対象とした性暴力も問題となっており、一人ひとりが、日々の暮らしや身近な人間関係の中に潜むさまざまな暴力に気づき、暴力の防止に向けて行動することが大切です。

男女平等を阻む暴力を容認しない意識を育むことで暴力を防止するとともに、被害者の支援に取り組みます。

※「児童の性を売り物とする営業の一つ」で、主として「JK」、すなわち「女子高校生」などの児童を雇い、表向きには健全な営業を装いながら、性的なサービスを客に提供させるもの。児童が危険性を十分認識しないまま接近し、性被害等に遭うケースが発生しており、「女性に対する暴力」に当たる重大な人権侵害として、2016（平成 28）年度末に国による緊急対策が取りまとめられ、2017（平成 29）年度から取り組みが実施されている。また、東京都では 2017（平成 29）年7月に「特定異性接客営業等に関する条例」を施行した。

図表 I-9 ストーカー等に係る相談件数（東京都）

	（件）				
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
女性	1,276	1,879	1,668	2,172	2,047
男性	190	325	289	414	379
総計	1,466	2,204	1,957	2,586	2,426

資料：警視庁

(1) 暴力の防止に向けた意識啓発

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力、JKビジネス等、男女平等を阻むさまざまな暴力を防止するために、意識啓発を進めます。

事業	内容	担当課
①暴力防止に関する情報提供と学習機会の提供	さまざまな暴力の防止に向けて、チラシ・パンフレット・ホームページ等を通じて情報を提供する他、講座等の学習機会を提供します。	協働コミュニティ課
②市内事業所への意識啓発	セクシュアル・ハラスメント等、職場の暴力の防止に向けて、市内事業所への啓発を行います。	協働コミュニティ課
③暴力の防止に関する市職員・教員への啓発・研修	市職員・教員に対し、さまざまな暴力についての啓発・研修を実施します。	協働コミュニティ課 職員課 教育指導課

(2) 暴力の被害者に対する支援

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等、男女平等を阻むさまざまな暴力の被害者に対し、相談等の支援を行います。

事業	内容	担当課
①相談の実施	教育相談、就学相談、スクールカウンセラーの相談などにおいてさまざまな暴力の事実が発覚したときは、緊急支援体制で関連部署や関係機関と連携し、被害者の保護に努めます。また、過去の暴力被害による心理的問題のある児童・生徒に対しては、医療機関等の関係機関と連携しながら必要な支援をします。	教育支援課
②女性相談の実施（再掲）	男女平等の視点にたち、女性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DV などの問題等についての相談事業を実施します。	協働コミュニティ課
③緊急一時保護の実施（再掲）	DV 被害者の安全を確保するため、緊急一時保護の実施や宿泊費等の助成を行います。	協働コミュニティ課

I-5 性と生殖に関する健康支援

生涯を通じて健康な生活を送るためには、誰もが自分のからだや性について十分に理解し、自己決定をしていくことが大切です。特に、女性は妊娠や出産、女性特有のがんなど、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

最近では30歳代で出産する人が多く、西東京市でも同様の状況となっています（図表I-10）。年齢とともに母体や胎児の健康に対するリスクが高まるため、周産期の健康管理はますます重要になっています。さらに、女性特有のがん検診の受診率は2割程度～2割台となっており、がん検診の受診率をあげて、早期発見・早期治療へとつなげることも重要です（図表I-11）。

また、男性特有のがんがあることや、更年期障害が男性にもあることなど、男性に向けた健康に関する取り組みも重要になっています（図表I-12）。さらに近年では、都内における性感染症の疾病患者数も増加しており、男性の疾病患者数が女性の2倍に上っているため、性感染症に関する正しい情報の提供について取り組むことも重要です（図表I-13）。

市民が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、からだと性に関する正確な情報の提供やそれぞれの性に対応した支援を行います。

図表 I-10 母の年齢別出生数（西東京市）

（人）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
15歳未満	0	0	0	0	0
15～19歳	10	8	9	8	13
20～24歳	76	92	77	73	69
25～29歳	374	334	318	325	309
30～34歳	623	584	583	605	577
35～39歳	442	427	431	423	428
40～44歳	81	94	105	123	117
45～49歳	3	2	1	1	7
50歳以上	0	0	0	0	0
不詳	0	0	0	0	0
総数	1,609	1,541	1,524	1,558	1,520

※ データは、当該年中（1月1日～12月31日）のもの
資料：東京都多摩小平保健所「事業概要」

図表 I-11 女性特有のがん検診の受診率（西東京市）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
乳がん検診 (40歳以上の女性)	受診者数（人）	4,803	4,961	5,337	5,148	5,003
	受診率（％）	20.9	21.5	26.0	25.9	25.6
子宮がん検診 (20歳以上の女性)	受診者数（人）	5,284	6,164	4,658	4,942	4,886
	受診率（％）	17.7	20.0	21.0	18.4	19.0

※ データは、当該年度中（４月１日～３月３１日）のもの
資料：西東京市

図表 I-12 男性特有のがん検診の受診率（西東京市）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
前立腺がん検診 (年度末時点の年齢 が、50～74歳の偶数年 齢の男性市民)	受診者数（人）	2,470	2,835	2,884	2,282	2,347
	受診率（％）	16.8	19.1	18.9	14.8	14.8

※ データは、当該年度中（４月１日～３月３１日）のもの
資料：西東京市

図表 I-13 性感染症定点報告疾病患者数（東京都）（疾病・性別）

【女性】

(人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
性器クラミジア感染症	945	892	1,067	1,159	1,159
性器ヘルペスウイルス感染症	498	416	474	409	434
尖圭コンジローマ	303	289	321	297	304
淋菌感染症	148	142	383	389	332
膺トリコモナス症	116	107	123	141	113
梅毒様疾患	17	11	33	80	-
総数	2,027	1,857	2,401	2,475	2,342

【男性】

(人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
性器クラミジア感染症	1,370	1,394	1,360	1,519	1,553
性器ヘルペスウイルス感染症	813	800	824	920	966
尖圭コンジローマ	574	670	665	940	1,017
淋菌感染症	887	928	876	1,005	1,196
膺トリコモナス症	13	6	4	10	4
梅毒様疾患	103	125	102	141	-
総数	3,760	3,923	3,831	4,535	4,736

資料：東京都感染症情報センター

（１）からだと性に関する正確な情報の提供

幼児期・思春期・成人期のそれぞれの段階において、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念が社会に根付くよう、多様な機会を通じて情報の提供を行います。また、性感染症や男性特有の疾患に関しても情報の提供を行います。

事業	内容	担当課
①発達に応じた性教育の実施	幼児期・思春期・成人期に至るまで、発達に応じたからだと性に関する正しい知識を身につけ、自他ともに尊重した豊かな性教育を実施します。	協働コミュニティ課 健康課 教育指導課
②性と生殖に関する健康支援情報の提供	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念が社会に根付くよう、多様な機会を通じて情報を提供します。 また、男女ともに正しい知識を持って、安心して妊娠・出産を迎えられるよう情報の提供に努めます。	協働コミュニティ課 健康課

（２）性差に応じた健康支援

女性と男性では、かかりやすい病気が異なり、また、同じ病気でも女性と男性で病状に差がある場合があります。性差に応じたからだの不調や悩みを聞いてもらえる医療機関が身近なものとなるよう、市民への情報提供を行います。また、女性・男性特有のがんの早期発見につながるよう、市における検査の充実と情報提供を行います。

事業	内容	担当課
①女性専門外来に関する情報提供	女性に特有のからだの不調や悩みに対応するため、女性専門外来を設置している医療機関に関する情報を提供します。	協働コミュニティ課 健康課
②女性・男性特有の病気に対する予防と検査の実施	子宮がん、乳がん、骨粗しょう症、前立腺がんなどの予防と検査の充実を図ります。 また、更年期の心身の健康づくりや予防についての情報、性感染症に関する情報等の提供に努めます。	健康課

基本目標Ⅱ

地域における男女平等参画の推進

◆政策・方針決定過程への男女平等参画を進めます

男女平等参画社会の実現に向けて、政策や方針決定過程への女性の参画は極めて重要です。国では、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」と目標を設定しています。

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体には、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めることが求められています。

このため、市の政策・方針決定過程における女性の参画を促進します。

◆地域活動における男女平等参画を進めます

これまでは、子育て支援やPTA、高齢者の見守り、自治会・町内会など、さまざまな地域活動の多くを女性が担い、リーダーは男性ということが少なくありませんでした。

これからは、多世代かつ多様なライフスタイルの女性・男性が地域活動に参画し、女性のリーダーを増やすことで、活力ある地域社会をつくることが求められています。

このため、地域活動における男女平等参画を推進します。

◆男女平等参画の視点による防災のまちづくりを進めます

災害時には、平常時における固定的な性別役割分担意識が顕著な形で表れ、家事や子育て・介護等の家庭的責任が女性に集中する、女性に対する暴力が懸念されるなどの問題があるといわれています。また、避難所運営において意思決定過程への女性の参画が十分に確保されない場合は、男女のニーズの違い等への配慮が不足するなどの課題もあります。

このため、平常時から、男女平等参画の視点による防災のまちづくりを推進します。

Ⅱ-1 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進

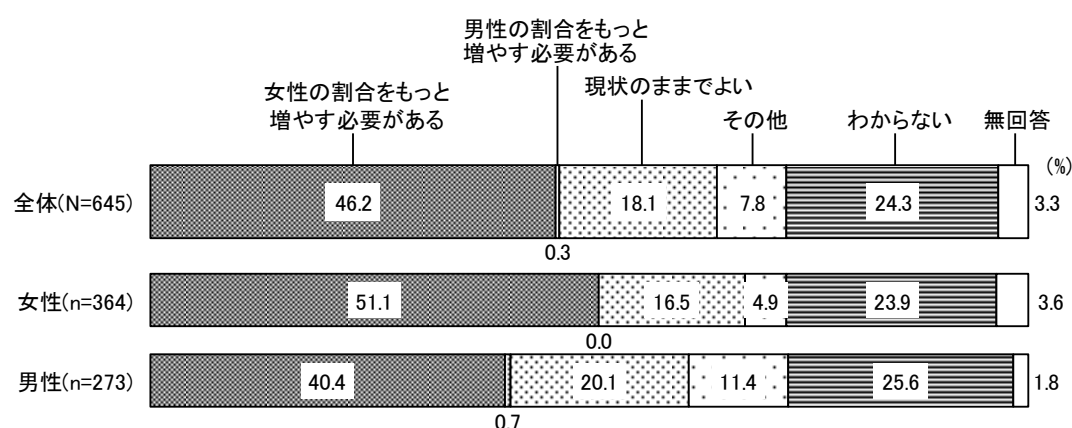
★重点課題

女性の社会進出はさまざまな分野で進んでいますが、政治、経済、社会などの分野では、政策・方針決定過程への女性の参画は極めて低調です。

実態調査では、「西東京市では、市の審議会における女性委員の割合は 34.9%、市議会における女性議員の割合は 25.9%（平成 29 年 7 月 1 日現在）となっています。あなたはこの数字をどのように思いますか。」という問いに対し、女性は約 5 割、男性は約 4 割が「女性の割合をもっと増やす必要がある」と回答しています（図表Ⅱ-1）。また、政策や方針決定過程に女性の参画が少ない理由は、「男性優位の組織運営であるから」が最も多く、次いで「性別による役割分担や性差別の意識があるから」、「女性の参画を積極的に進めようと意識する人が少ないから」が続いています（図表Ⅱ-2）。

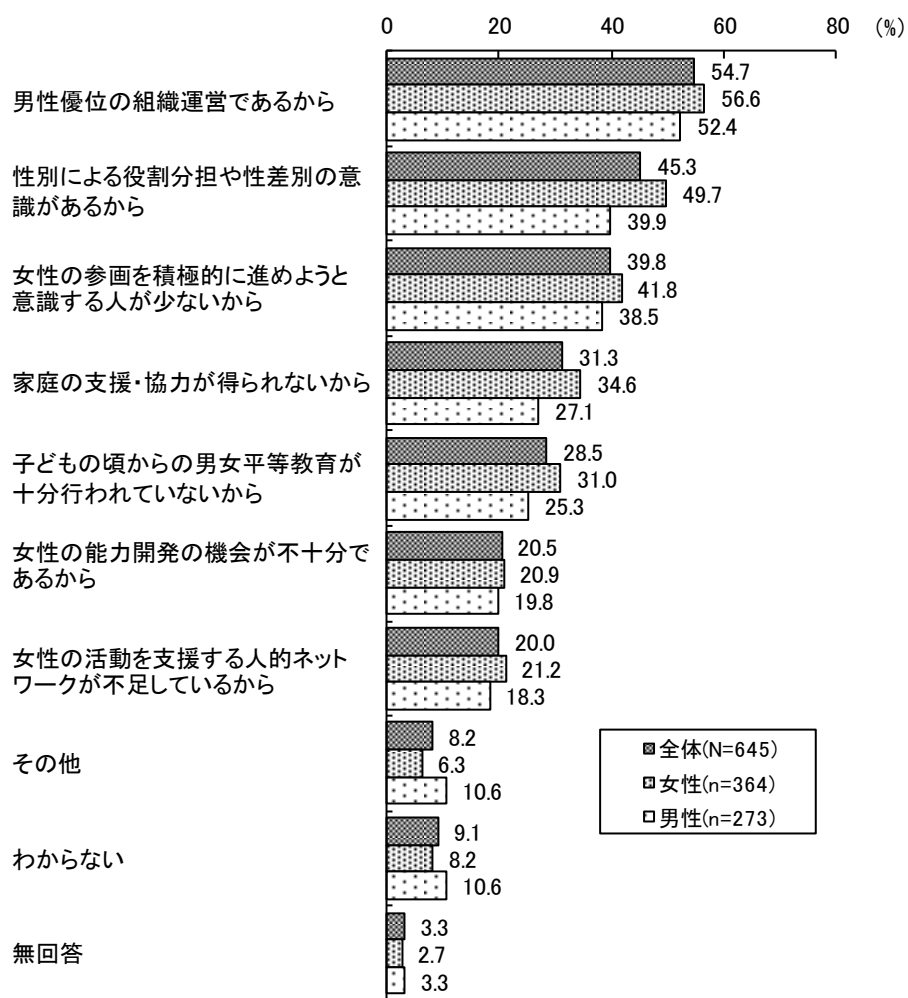
政策等に男女双方の視点を平等に活かすために、審議会・委員会等への女性の登用を積極的に図ります。また、リーダーを担う女性の人材について情報を収集するとともに、審議会・委員会等への登用を図ります。

図表Ⅱ-1 市の審議会と市議会における女性の割合への考え（全体、性別）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

図表Ⅱ-2 政策や方針決定過程に女性の参画が少ない理由（全体、性別：複数回答）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

(1) 審議会・委員会等への女性の積極的登用

審議会や委員会等における女性の参画率の目標設定を行い、女性の積極的な登用を進めます。また、審議会・委員会に女性が参画しやすい環境の整備を図ります。

事業	内容	担当課
① 審議会・委員会等における女性委員登用率の向上	審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。	協働コミュニティ課 関係各課
② 審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時 の配慮等、環境整備に努めます。	協働コミュニティ課 関係各課

(2) 人材に関する情報の収集と人材の養成

地域でリーダーとして活躍する女性の情報を収集し、審議会や委員会等の委員や各種講座の講師として登用します。また、男女平等参画の視点をもったリーダーを養成します。

事業	内容	担当課
① 地域における女性のロールモデルの発掘と登用	地域でリーダーとして活躍する女性の情報を収集し、ロールモデルとして市民に広報するとともに、審議会や委員会等の委員、各種講座の講師として登用します。	協働コミュニティ課
② リーダー養成講座の実施	情報誌の活用や講座、講演会等の実施による意識啓発を通して、審議会や委員会、政治分野等で活躍できる男女平等参画の視点をもったリーダーの育成に努めます。	協働コミュニティ課

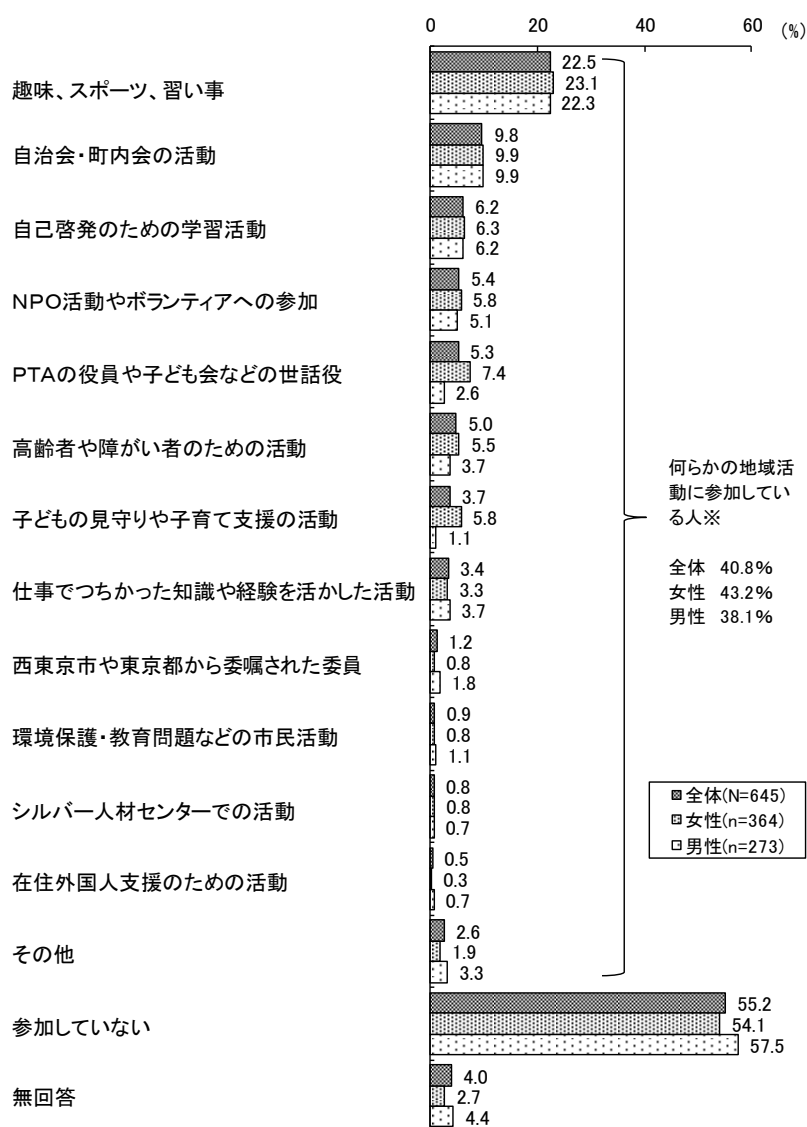
Ⅱ-2 地域活動における男女平等参画の推進

高齢化の進展や家族形態の変化などの中で、男女が身近な地域で対等な構成員として地域活動に参画していくことは、男女平等参画社会の実現に向けて重要です。

実態調査で地域参加への参加状況をたずねたところ、何らかの地域活動に参加している人は、男女ともに約 4 割となっています（図表Ⅱ-3）。また、今後の参加意向をたずねたところ、男女ともに、さまざまな活動において、現在の参加状況よりも今後の参加意向が高く、地域活動に参加意欲があることが伺えます（図表Ⅱ-4）。

地域活動において、女性がリーダーを担えるように支援するとともに、男性の地域活動への参画を支援します。

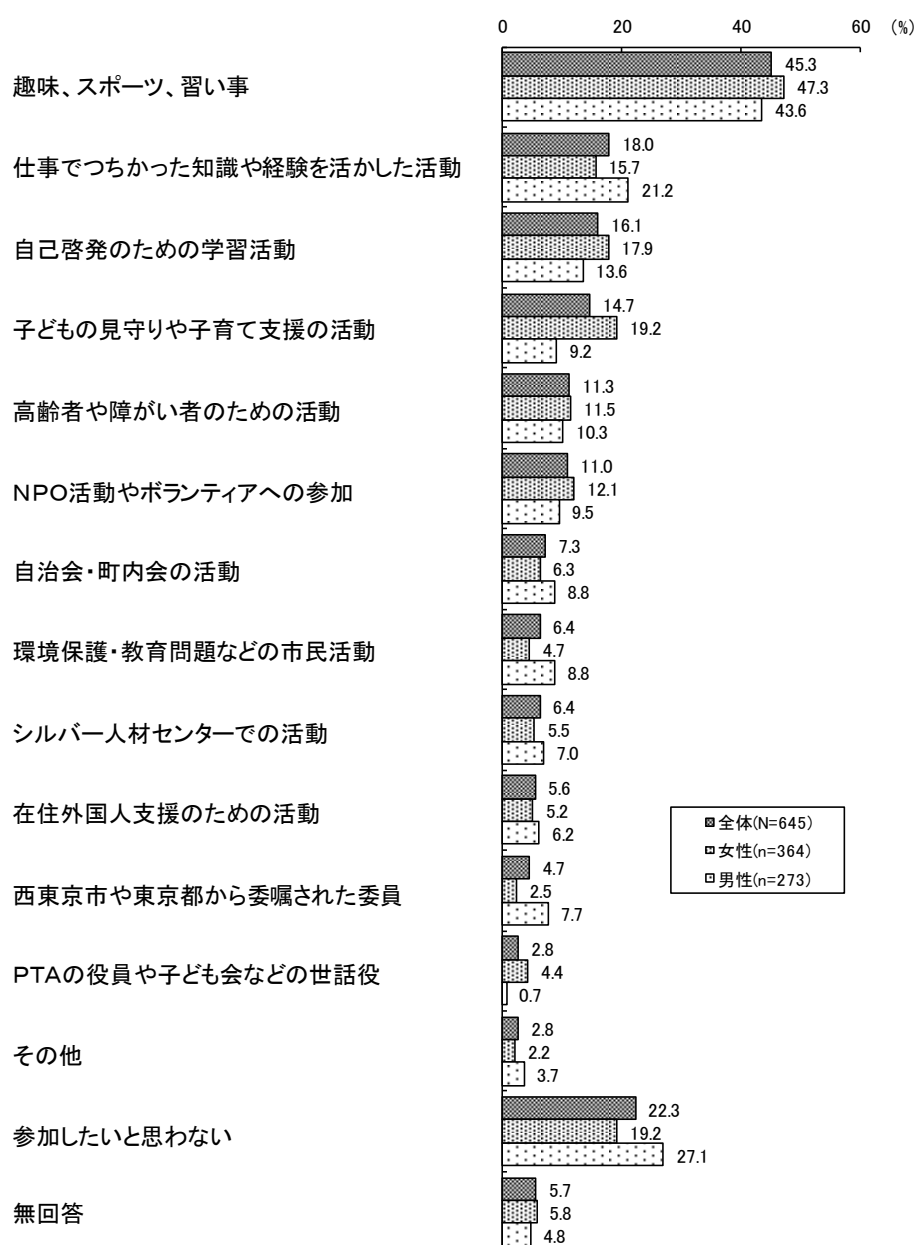
図表Ⅱ-3 地域活動への参加状況（全体、性別：複数回答）



※「参加していない」と無回答を除く。

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

図表Ⅱ-4 地域活動への参加意向（全体、性別：複数回答）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

（１）女性リーダーの育成と参画の促進

地域活動においてリーダーを担う女性の割合が増えるように、団体等に働きかけます。
また、地域を担う女性リーダーの育成を図ります。

事業	内容	担当課
①地域リーダーの機会均等の支援	地域協力ネットワーク等の地域活動において、性別によらずすべての人がリーダーとなり活躍できる場となるように、団体等を支援します。	協働コミュニティ課
②地域を担う女性リーダーの育成	情報誌の活用や講座、講演会等の実施を通して、地域活動における女性リーダーを育成します。また、パリテ登録団体の活動の支援等を通して、女性リーダーの育成を図ります。	協働コミュニティ課

（２）地域活動等への男性の参画の促進

地域活動への関心を高めるため、男性を対象に地域活動に関する講座を開催するとともに、地域活動やボランティア、NPO 法人などの活動に関する情報を提供します。

事業	内容	担当課
①男性を対象とした男女平等参画講座の実施	男性を対象に、地域活動に関する講座を開催し、地域活動への関心を高めます。	協働コミュニティ課
②地域活動、ボランティア、NPO 等の情報提供と参画促進	地域活動、ボランティア活動、NPO 法人などによる市民活動など、地域で行われているさまざまな活動を紹介し、男性の地域参画の促進を図ります。	協働コミュニティ課 生活福祉課 児童青少年課

（３）市民活動団体との協働

市民活動団体に向けて、男女平等参画に関する学習の機会を提供するとともに、男女平等参画の視点をもった市民活動団体と協働して地域活動等の事業を実施します。

事業	内容	担当課
①市民活動団体への男女平等に関する学習機会の提供	市民活動団体が男女平等参画の視点をもって活動できるように、パリテまつりでの講座や出前講座の実施など、学習機会を提供します。	協働コミュニティ課
②男女平等参画の視点をもった市民活動団体との協働事業の実施	パリテ登録団体など、男女平等参画の視点をもった市民団体と協働して地域活動等の事業を実施します。	協働コミュニティ課

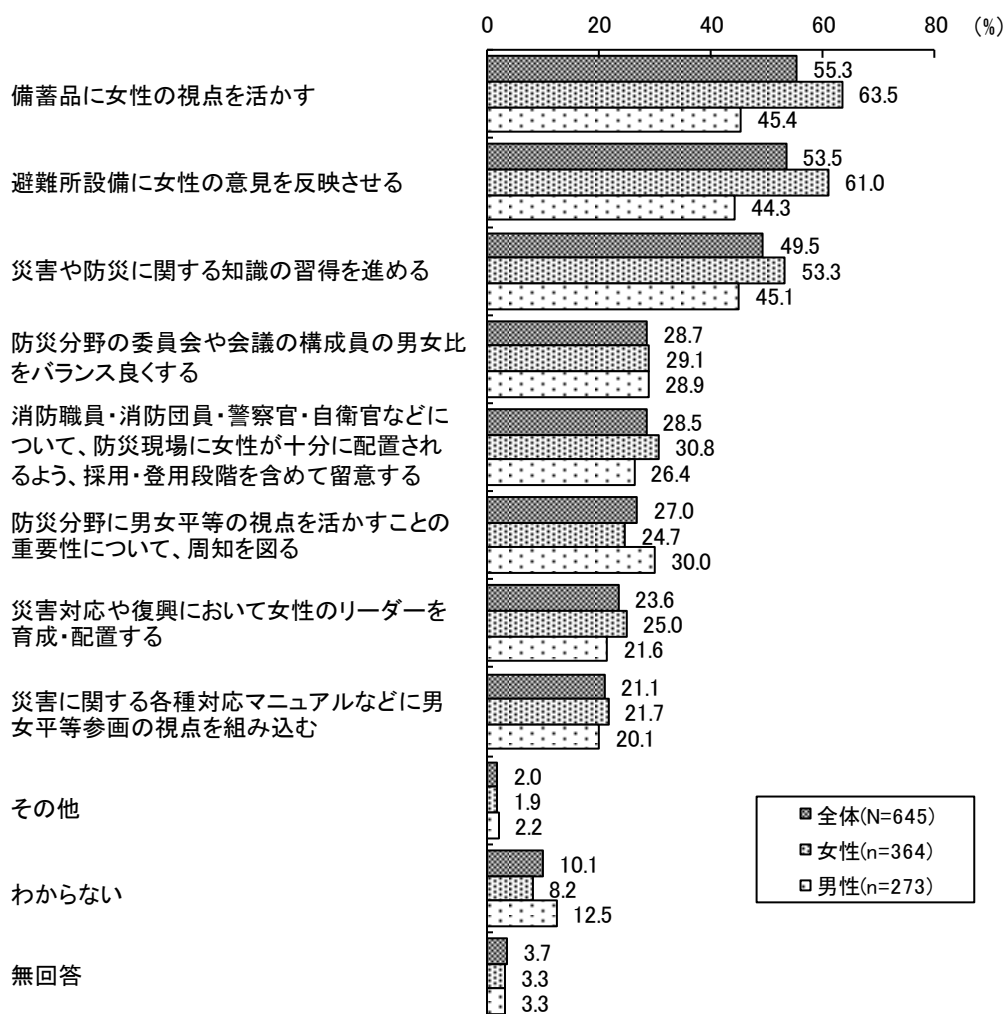
Ⅱ-3 男女平等参画の視点による防災・減災のまちづくりの推進

大地震や大水害等の被災経験から、被災時には増大した家庭責任が女性に集中すること、避難施設の運営などでは男女のニーズに違いがあること等を踏まえ、国や自治体の防災基本計画には男女共同参画の視点を取り入れるようになりました。

実態調査においても、防災分野で男女平等の視点を活かすために重要だと思うこととして、「備蓄品に女性の視点を活かす」、「避難所設備に女性の意見を反映させる」、「災害や防災に関する知識の習得を進める」が上位にあがっています（図表Ⅱ-5）。

防災分野への女性の参画を促進するとともに、人道支援の国際基準等も踏まえながら、男女平等の視点を取り入れた地域防災活動を進めます。

図表Ⅱ-5 防災分野で男女平等の視点を活かすために重要だと思うこと
（全体、性別：複数回答）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

(1) 防災対策における女性の参画拡大

男女双方の視点で防災対策に取り組むため、防災会議や防災市民組織への女性の参画を進めます。

事業	内容	担当課
①防災会議における女性の参画	災害時の避難、避難施設の設置・運営、避難施設の備品等に女性の意見が反映されるように、防災会議に女性委員を増やします。	危機管理室
②防災市民組織における女性の参画とリーダーの育成	防災市民組織に女性の登用を促し、女性の意見が適正に反映させられるように努め、防災市民組織における女性のリーダーの育成に努めます。	協働コミュニティ課 危機管理室

(2) 男女平等参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

避難施設運営組織における女性の参画を進め、避難生活の支援、避難物資の整備等、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動を推進します。

事業	内容	担当課
①避難施設運営組織における女性の参画	避難施設においては、避難物資の整備やトイレの配置、着替え場所の確保等、妊婦や子育て家庭を含めた女性への配慮が必要となることから、避難施設運営組織への女性の参画を図ります。	協働コミュニティ課 危機管理室 教育企画課
②災害時要援護者の支援	特に要介護高齢者、障害者等の避難生活の支援において、男女双方の視点を踏まえます。	危機管理室
③男女のニーズに配慮した避難物資の整備	避難生活においては、男女のニーズに違いがあることから、男女双方の視点に配慮して必要な避難物資を整備します。	危機管理室

基本目標Ⅲ

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進

◆誰もが多様な生き方を選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を進めます

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」です。

長時間労働等を見直し、女性も男性も仕事と生活の調和を実現することは、女性の活躍を推進する上で不可欠であり、同時に男性の家庭や地域への参画を進めることにつながります。

このため、男女ともに働きやすい環境づくりなどに向けた市民への啓発や、企業への働きかけを行い、誰もが多様な生き方を選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を進めます。

◆男性中心型労働慣行の見直しを働きかけ、経済活動における女性活躍を推進します

「男性は仕事、女性は家事・育児」などの固定的な性別役割分担意識や、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心型の労働慣行は、能力を発揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景となっています。

このため、女性の就労や起業等に対する支援を行うとともに、市内の事業所に向けた男性中心型の労働慣行の見直しを働きかけ、経済活動における女性の活躍を進めます。女性活躍推進法に基づき、この計画のⅢ－１、Ⅲ－２、Ⅲ－３項を「西東京市女性の職業生活における活躍推進計画」と位置づけ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、経済活動における女性活躍の推進、男性の家事・育児・介護への参画促進に取り組みます。

◆誰もが子育て・介護をしながら働き続けられるよう、子育てや介護への支援を進めます

共働き世帯やひとり親世帯の増加など、社会情勢の変化に伴い、誰もが子育て・介護をしながら働き続けることのできる環境整備が求められています。

このため、子育てや介護に関するサービスの充実を図るとともに、地域共生社会の実現に向け、地域における支え合いのしくみの充実を図るなど、子育てへの支援、介護への支援を進めます。

Ⅲ-1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

西東京市女性の職業生活における活躍推進計画

★重点課題

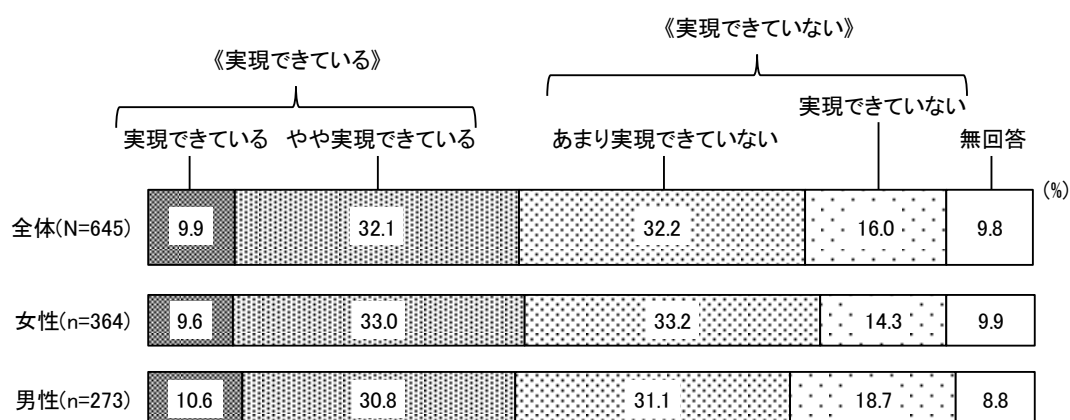
市では、これまでワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、啓発や情報提供などに取り組んできましたが、ワーク・ライフ・バランスの実現は決して十分とはいえません。

実態調査によれば、ワーク・ライフ・バランスを《実現できている》人は約4割、《実現できていない》は約5割弱で、《実現できていない》人が多くなっています（図表Ⅲ-1）。仕事と生活の調和のために必要なものは、「男女とも残業や休日出勤を減らし、時間外（所定外）労働（時間）が短縮されること」が最も多くなっています（図表Ⅲ-2）。

ワーク・ライフ・バランスが子育て期や一部の職場だけの問題ではなく、「老若男女すべての市民にとって、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態である」ことが、広く市民に浸透するよう、引き続き啓発を行います。

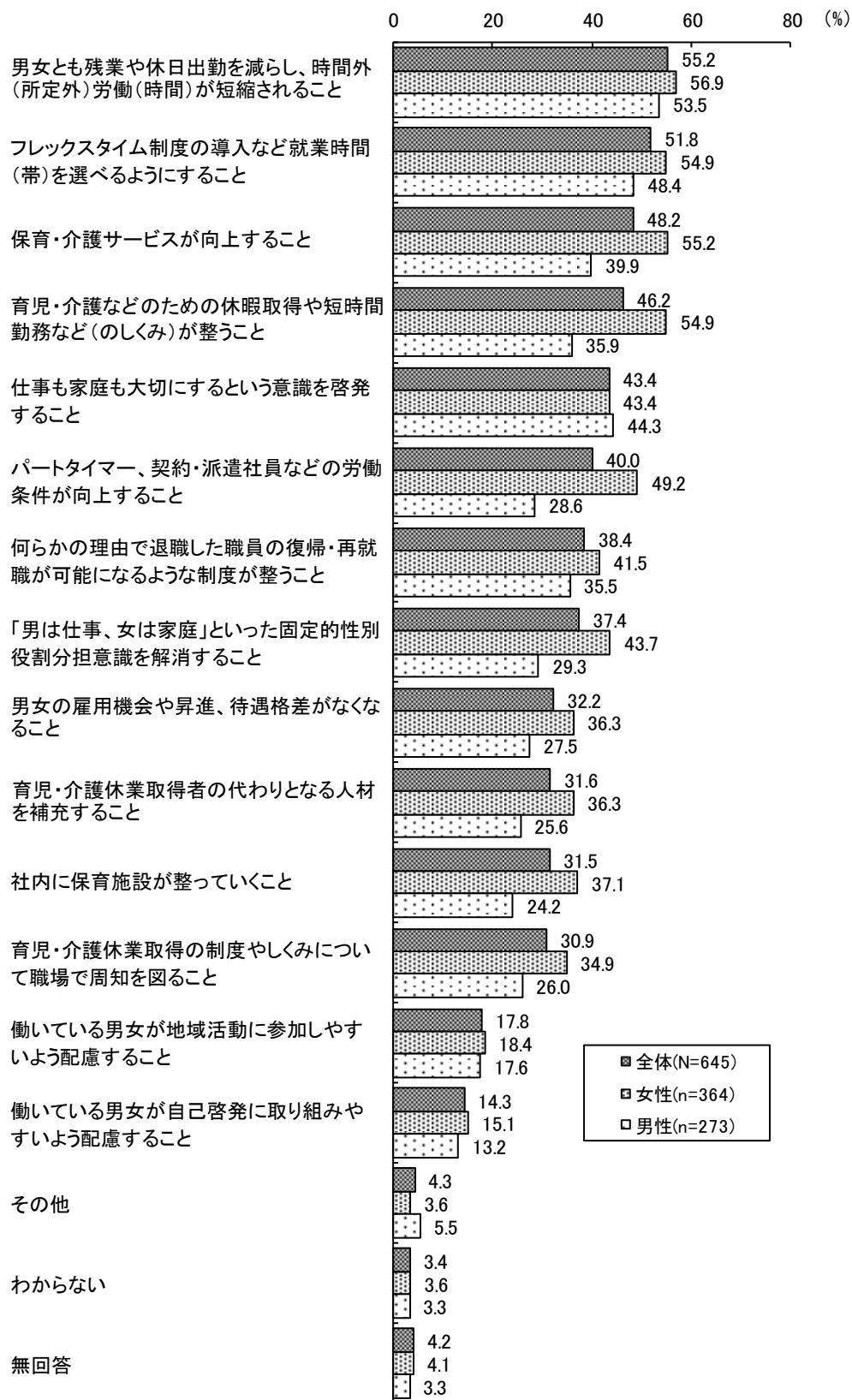
また、事業所がワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組み、働きやすい環境を整備できるよう、啓発や情報提供を行います。

図表Ⅲ-1 ワーク・ライフ・バランスを実現しているか（全体、性別）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

図表Ⅲ-2 「仕事と生活の調和」のために必要なもの（全体、性別：複数回答）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

(1) ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供

市民がワーク・ライフ・バランスの考え方を理解し、仕事と家庭や地域参加と両立を実現できるよう、啓発と情報提供を行います。

事業	内容	担当課
①ワーク・ライフ・バランスに関する啓発と情報の提供	ハローワークや東京都からの情報提供等に基づき、市民を対象に、ワーク・ライフ・バランスや育児・介護休業法、労働時間短縮等に関する講座の開催や情報提供を行います。	協働コミュニティ課 産業振興課
②多様な働き方に関する情報の提供	ハローワークや東京都からの情報提供等に基づき、市民を対象に、パートタイムや派遣労働、テレワーク等について情報提供を行います。	協働コミュニティ課 産業振興課

(2) ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ

企業・事業所がワーク・ライフ・バランスに取り組めるよう、働きやすい環境づくりに向けた情報提供や取り組み事例の紹介など、市内企業との情報交換などを行います。また、公共調達を通して、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を支援できるよう、働きかけます。

事業	内容	担当課
①市内事業者団体等に対する情報の提供	市内事業者団体に対し、男女平等参画やワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や情報交換を行います。	協働コミュニティ課
②ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介	ワーク・ライフ・バランスを推進している市内企業について情報収集し、市内の企業・事業所、ならびに市民に向けて取り組みを紹介します。	協働コミュニティ課
③公共調達を通じたワーク・ライフ・バランスの推進（新規）	公共調達の際に、働きやすさなどワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業が評価されるような評価方式の採用について、検討します。	協働コミュニティ課 契約課

西東京市では、2010（平成 22）年 3 月に全国に先駆け、
「ワークライフバランス推進労使宣言」を行いました。

「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」

～自分が変わる、まわりが変わる、上司が変わる、どこから変わる～

西東京市ではこの合言葉のもとに、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）を図ることができる環境整備に取り組んでいます。

誰もが住みやすく、こころ豊かに暮らし続けることが可能な社会、安心して働き続けることが可能な社会、仕事と生活の調和のとれた働き方が可能である社会を目指して取り組みをすすめます。

そのためここに、ワークライフバランスの推進を労使で宣言します。

（宣言）

- 1 西東京市特定事業主行動計画に基づき、職場におけるワークライフバランス理念の普及を目指し、労使を含めた協議の場を設定し、計画の遂行や問題の解決に努めます。
- 2 仕事と生活の調和のとれた働き方ができる環境を整備します。
 - (1) 長時間の時間外勤務の縮減、時間外勤務時間の職場格差・個人格差を改善します。
 - (2) 制度等の取得促進と、利用のしやすさについての職場格差を改善します。
 - (3) 仕事と生活の充実による相乗効果を引き出し、生活から得た知識や市民感覚を職務に生かすことのできる人材育成を目指します。
- 3 制度の整備と周知及び利用の推進を行います。
 - (1) 多様な働き方を選択できる制度の充実を行います。
 - (2) 制度の周知及び取得促進のためわかりやすい解説を作り、研修や庁内 Web または個々の職員へのプラン作成、個別説明等によりワークライフバランス理念を浸透させ意識改革を促します。
 - (3) 制度の中でも特に、育児休業と部分休業の取得促進のため、制度利用対象者だけでなく、全職員に制度の内容、利用方法を周知し、職場における理解を促します。
 - (4) 男性の育児休業取得に向け、男性職員、その所属長および職場へ働きかけを行います。
 - (5) 介護休暇等の介護に関する制度について、周知及び利用促進を行います。
 - (6) 制度利用者の補充のために、代替職員の確保や人事的配慮を行います。
- 4 市民全体へ、そして社会全体へワークライフバランス理念の普及を目指します。
 - (1) 職員一人ひとりが、市内の企業・団体、そして市民の牽引役となるという意識を持ち、その役割を果たすよう取り組みをすすめていきます。
 - (2) 西東京市が目指すワークライフバランスの実現を市民とともに、市民全体へ、そして社会全体へ広げるよう、働きかけをします。

2010 年 3 月 31 日

Ⅲ-2 経済活動における女性活躍の推進

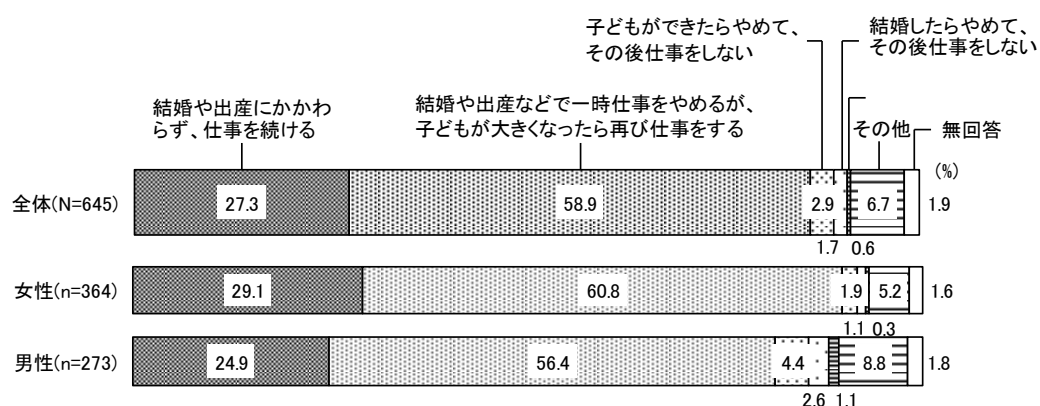
西東京市女性の職業生活における活躍推進計画

女性の就業率が年々高くなり、経済分野における女性の活躍は進んでいるものの、まだ十分とはいえないことから、国は、女性活躍推進法に基づき、職業生活における女性の活躍推進に向けた取り組みを進めています。

実態調査によれば、女性が仕事をするについての考えとして、男女ともに、「結婚や出産などで一時仕事をやめるが、子どもが大きくなったら再び仕事をする」が最も多く、女性は約6割、男性も5割を超えています（図表Ⅲ-3）。また、仕事をもっている人に、管理職への昇進意向をたずねたところ、「思っている」は、女性は1割、男性は2割台で、差が見られます（図表Ⅲ-4）。

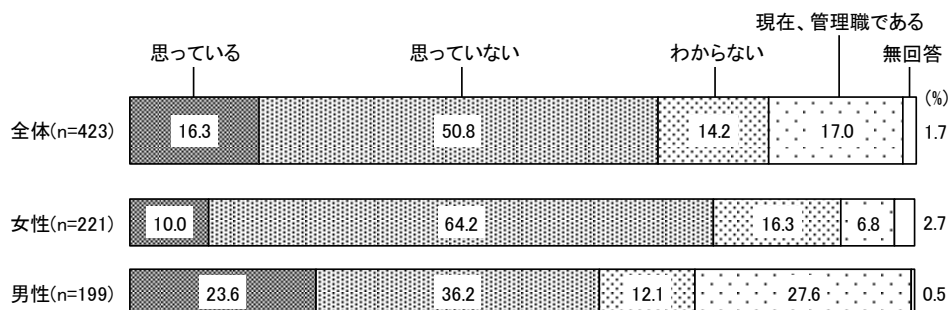
働く意欲のある女性が能力を十分に発揮し、活躍できるよう、就労支援や市内企業・事業所への働きかけ、起業支援等の取り組みを進めます。

図表Ⅲ-3 女性が仕事をするについての考え（全体、性別）



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

図表Ⅲ-4 管理職への昇進意向（全体、性別）
＜仕事をもっている人＞



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

（１）女性の就労及びキャリア形成支援

出産や子育て等で~~で就労を中断したにより離職した~~女性のために、就職相談や情報提供、就労準備講座等を開催し、女性の就労を支援します。

事業	内容	担当課
①ハローワーク等との連携による就職相談の実施と情報の提供	ハローワーク等と連携し、就職相談や情報提供、就労支援セミナーを実施し、女性の就労機会の拡大を図ります。	産業振興課
②保育付き女性の就労準備講座等の実施	出産や子育て等により離職した女性のために、保育付きの就労準備講座、再就職支援講座を開催します。また、ハローワークやしごとセンターが開催する就労セミナーにおいて、保育サービスを提供します。	協働コミュニティ課 産業振興課
③働く女性のキャリア形成支援	働く女性のキャリア形成に関する情報の提供や、ロールモデルの紹介等を通して意識啓発を行います。	協働コミュニティ課

（２）市内の事業所における女性の活躍の推進

市内の事業所を対象に、女性の積極的登用の取り組み事例などの情報提供を行い、女性の活躍の推進に向けた働きかけを行います。

事業	内容	担当課
①女性の活躍を推進するポジティブ・アクション（積極的改善措置）の働きかけ	市内企業や事業者に対し、女性活躍推進法の周知を図ります。 また、国や東京都によるポジティブ・アクションについての取り組み事例などを活用し、市内企業・事業所に、ポジティブ・アクションの意義や効果について情報を提供し、取り組みを働きかけます。	協働コミュニティ課

（３）女性農業者への支援

農家における男女の固定的性別役割分担意識を解消し、意思決定過程への女性の参画を促進します。

事業	内容	担当課
①家族経営協定の普及	女性が単なる補助労働者としてではなく、共同経営者として意思決定に参画できるようにするために、認定農業者制度における家族経営協定の普及を図ります。	産業振興課
②女性農業者の支援	女性農業者等の意見を聞く機会を設けることや、女性農業者への情報提供等の支援を行います。	産業振興課

(4) 女性の起業、コミュニティビジネス等への支援

女性の経済的自立を促進し、かつ地域経済の活性化にもつながるよう、起業のための情報提供や相談、講座などを開催し支援を行います。

事業	内容	担当課
①起業に関する支援と相談の実施	本市の起業・創業支援対策として、女性の働き方サポート推進事業を推進するほか、商工会を始めとする創業支援事業者等において実施する創業スクール、セミナー及び個別相談などへの支援を行います。	産業振興課
②NPO 法人の設立やコミュニティビジネス等に関する情報提供、相談、学習機会等の提供	市民協働推進センターゆめこらぼにおいて、市民活動・コミュニティビジネスに関する情報提供、相談、講座・セミナー、交流支援などを行います。	協働コミュニティ課

Ⅲ-3 男性の家事・育児・介護への参画促進

西東京市女性の職業生活における活躍推進計画

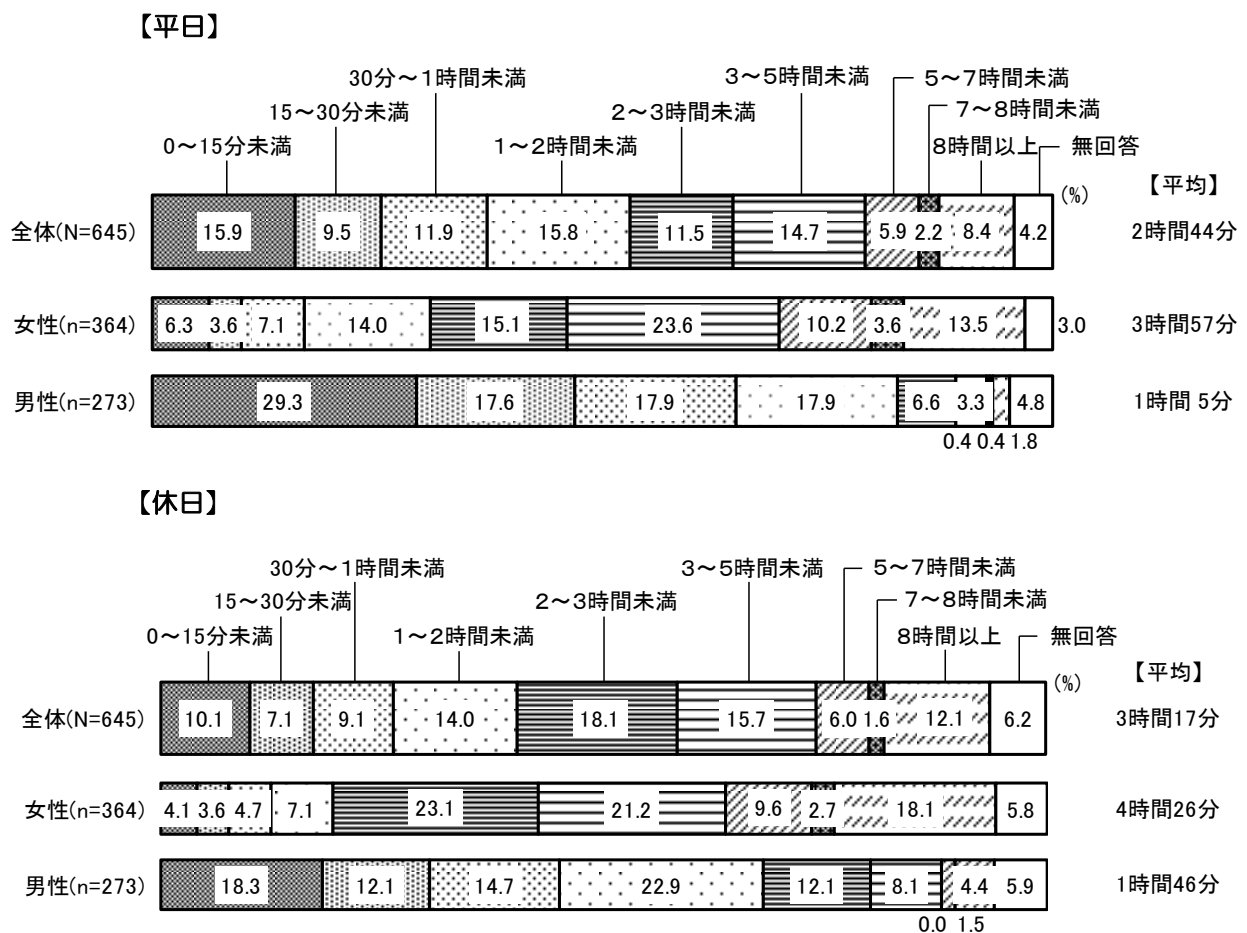
子育てをする父親の姿がよく見られるようになってきましたが、家庭の役割の多くは依然として女性が担っています。

実態調査においても、家事・育児・介護などに携わっている時間についてみると、男性は0～1時間未満※の人が平日は64.8%、休日は45.1%となっています（図表Ⅲ-5）。

また、男性が家事・育児・介護などを積極的に行うために必要なこととして、男女ともに「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」が最も多くなっています。また、男性では「働き方改革により仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」が続いています（図表Ⅲ-6）。

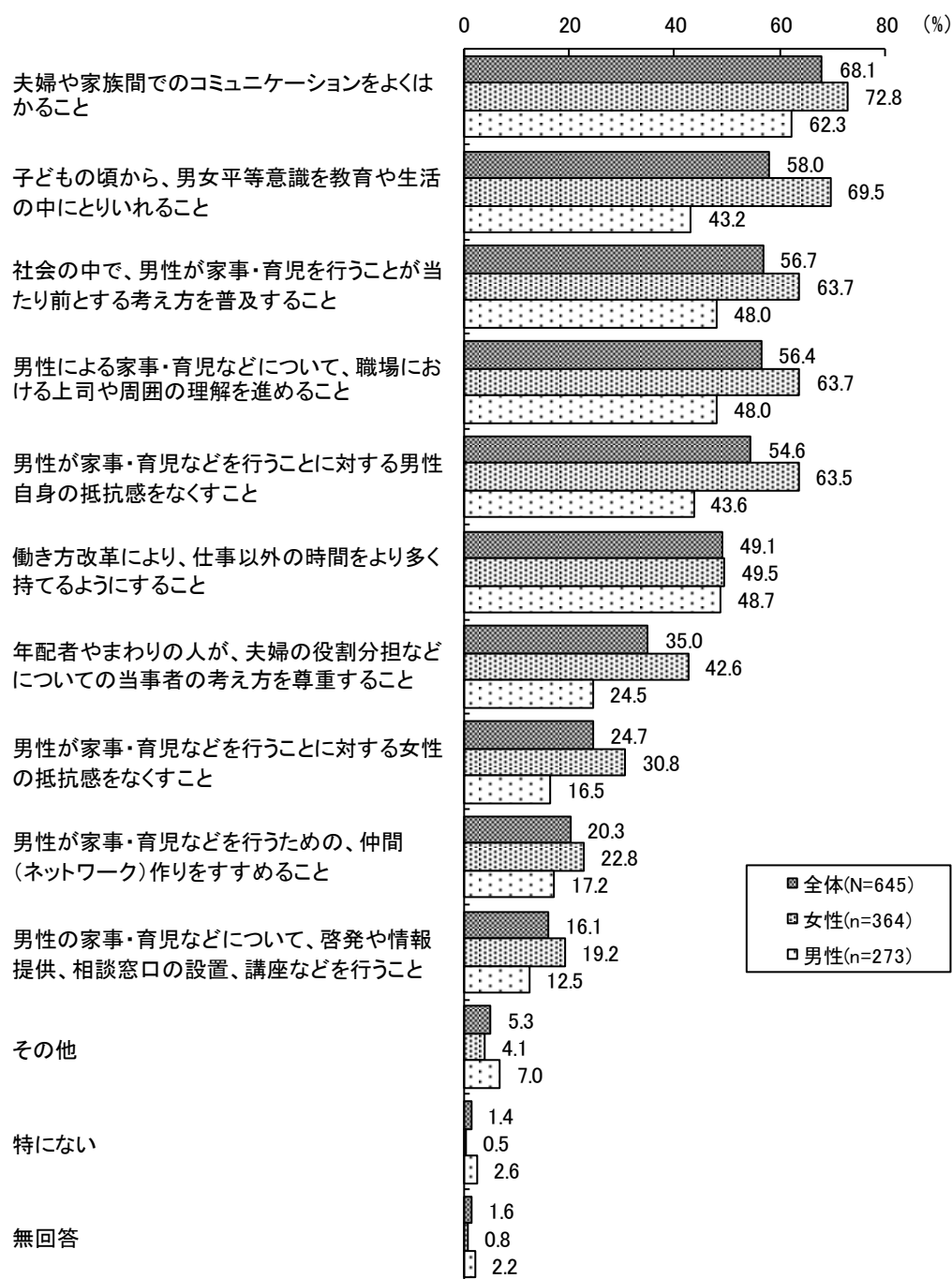
男性も仕事と家庭をバランスよく両立していけるように、男性の家事、育児、介護への参画に向けて支援の充実を図ります。

図表Ⅲ-5 主に家事・育児・介護などに携わっている時間（平日、休日）（全体、性別）



※ 「0～15分未満」、「15～30分未満」、「30分～1時間未満」の合計
資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年）

図表Ⅲ-6 男性が家事・育児・介護などを積極的に行うために必要なこと
(全体、性別：複数回答)



資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」(平成 29 年)

（１）男性の家事・子育てへの参画促進

男性が家事や子育てに積極的に関われるように啓発と情報提供を行います。また男性の育児休業の取得に向けて啓発を行います。

事業	内容	担当課
①男性向け家事・育児に関する情報の提供	男性を対象に、家事や育児について関心や興味を高め、参画の促進につながるような情報を提供します。	協働コミュニティ課 健康課 公民館
②男性の育児休業取得の啓発	男性の育児休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。	協働コミュニティ課 健康課 職員課

（２）男性の介護への参画促進

介護休業の取得に向けて、啓発と情報提供を行います。また、介護講座を開催し、介護離職の予防や仕事と介護の両立に向けた情報提供などを行います。

事業	内容	担当課
①介護休業取得の啓発	介護休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。	協働コミュニティ課 職員課 高齢者支援課
②介護講座の開催	仕事と介護の両立や介護保険サービスについての情報提供を行うとともに、介護に必要な正しい知識と実践方法等について講座を開催します。	高齢者支援課

Ⅲ-4 子育てへの支援

ワーク・ライフ・バランスの実現において、仕事と子育ての両立は大きな課題です。

市では多様な保育ニーズに対応し、さまざまな子育て支援を実施しています。年度によって増減はありますが、利用が伸びる傾向にあります（図表Ⅲ-7）。

施設整備を充実することにより、保育所入所者数は年々増加する傾向にあり、それに対応するように、保育所入所待機児童数は減少する傾向にあります（図表Ⅲ-8、Ⅲ-9）。

また、ひとり親家庭の世帯数は、母子世帯は微増傾向であり、2010（平成22）年に千世帯を超えています。父子世帯は増減していますが100世帯を超えており、母子世帯と父子世帯を合計したひとり親家庭の世帯数は増加傾向にあります（図表Ⅲ-10）。

女性も男性も、働いている人もそうでない人も安心して子育てができるよう、子育て支援の充実を図るとともに、ひとり親家庭の子育てや生活支援に向けてより一層の充実を図ります。

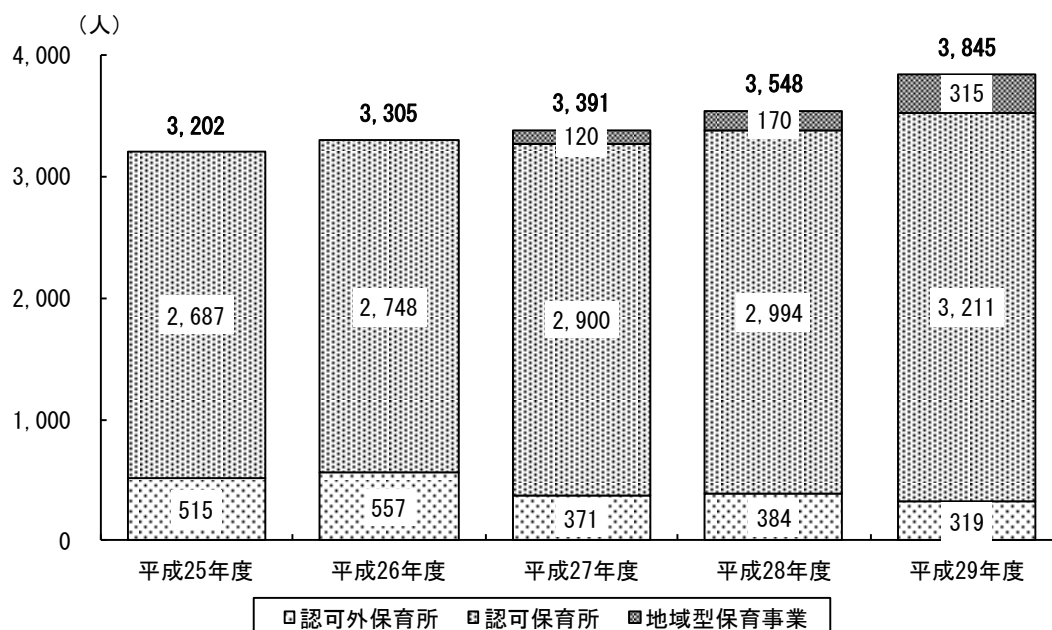
図表Ⅲ-7 子育て支援サービスの利用状況（西東京市）

（人）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域子育て支援センター 延べ利用者数	28,400	30,501	31,905	33,770	28,395
子育て広場（ピッコロ広場・ のどか広場）年間延べ利用数	54,982	59,497	57,173	58,851	52,809
学童クラブ 出席延べ児童数	286,797	294,153	314,869	311,839	

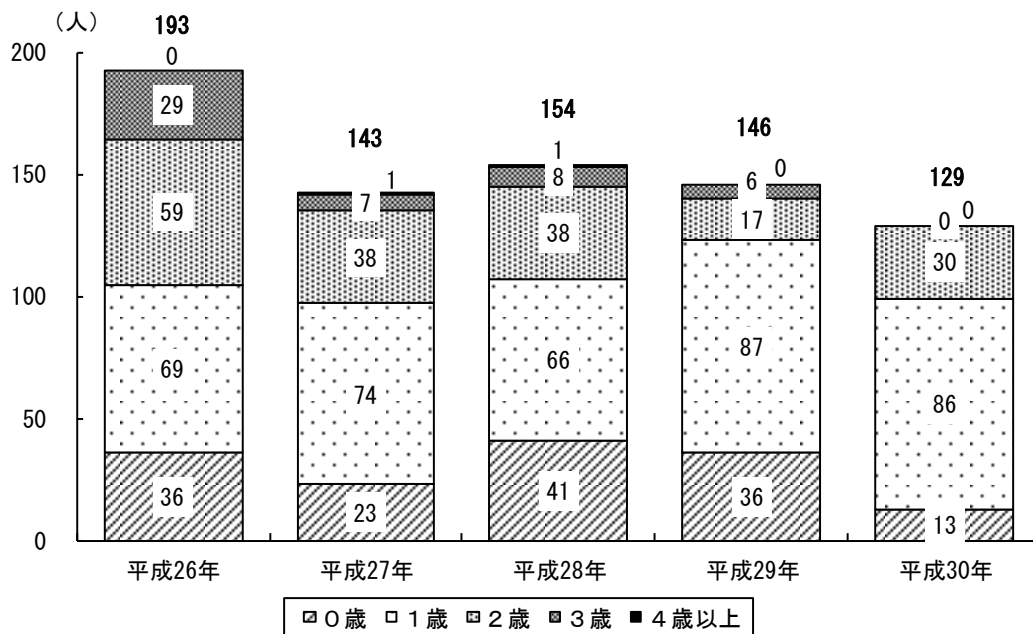
資料：地域子育て支援センターおよび子育て広場（ピッコロ広場・のどか広場）は、西東京市「事務報告書」（平成25年度～29年度）、学童クラブは、西東京市「統計にしようきょう」（平成29年度）

図表Ⅲ-8 保育所入所児童数等の推移（西東京市）



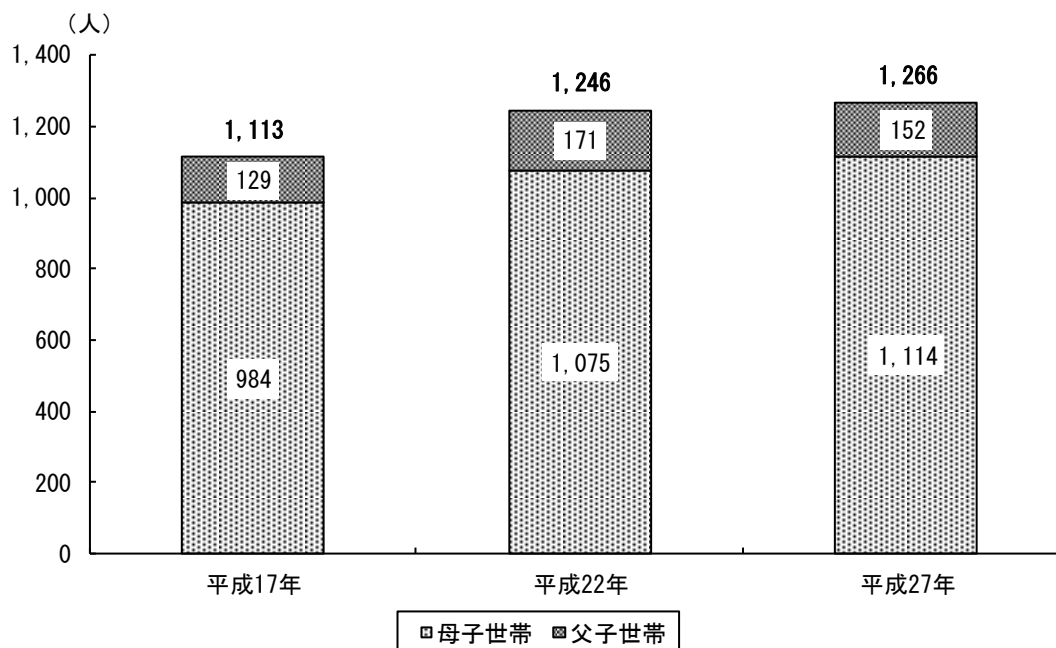
資料：西東京市「事務報告書」（平成25年度～29年度）

図表Ⅲ-9 保育所入所待機児童数等の推移（西東京市）



資料：厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」（平成26年度～30年度）

図表Ⅲ-10 ひとり親世帯数の推移（西東京市）



※ 平成22年、平成27年は、「他の世帯員がいる世帯を含む」世帯数
 ※ 母子世帯は、未婚、死別または離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯
 父子世帯は、未婚、死別または離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯
 資料：国勢調査

(1) 子育て支援サービスの充実

保護者の就労の有無を問わず、誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動に参画できるよう、多様な子育て支援ニーズに対応したサービスの提供や、相談窓口の充実を図ります。

事業	内容	担当課
①子育てに関する相談の実施	誰もが安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。	健康課 生活福祉課 子育て支援課 保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター
②保育サービスの提供	誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動に参画できるよう、子育て・子育てワイワイプランに沿って、多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。	子育て支援課 保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター
③子育て家庭に対する経済的な支援	子育て家庭の経済的負担を軽減するための施策を実施するとともに、施策の充実を国や都に要望します。	子育て支援課 教育企画課

(2) 地域での子育て支援の促進

身近な地域で子育てに関する相談や情報を入手できるよう地域子育て支援センターの充実を図ります。また、子育て中の親が地域でつながりをもてるよう、子育てサークルの育成と支援などを行います。

事業	内容	担当課
①子育て支援に関する相談と情報の提供	身近な地域で子育てについて相談でき、必要な情報を入手できるよう、子育て・子育てワイワイプランに沿って、子ども総合支援センター※や、地域子育て支援センターの充実を図ります。また、情報誌や子育てハンドブックの作成・配布や保育付き講座を開催し、情報提供を行います。	協働コミュニティ課 子育て支援課 保育課 子ども家庭支援センター 健康課 公民館
②地域で子育てを支え合う保育サービスの提供	身近な地域で子育てを支える、一時保育やファミリー・サポート・センターを、子育て・子育てワイワイプランに沿って、整備・充実を図ります。	保育課 子ども家庭支援センター
③子育てサークルの育成と支援	地域の子育て世帯の交流を図るために、子育てサークルの育成を支援するとともに、保育付き講座を開催し、参加者の情報交換の支援などを行います。	児童青少年課 子ども家庭支援センター 公民館

※子ども総合支援センター：子育てに関する相談・情報提供・サービス提供などを総合的に展開する「子ども家庭支援センターのどか」と発達支援を行う「こどもの発達センター ひいらぎ」の機能を併せ持つ施設で、本市の子育て・子育て支援の拠点となるものです。

(3) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の市民が経済的に自立し仕事と家事、育児を両立できるよう、相談窓口の充実や支援の充実を図ります。

事業	内容	担当課
①子育てに関する相談の実施（再掲）	誰もが安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。	健康課 生活福祉課 子育て支援課
②ひとり親家庭の生活支援	ひとり親家庭に対する相談事業やホームヘルパーの派遣、母子・父子福祉資金貸付等の支援事業に取り組みます。	子育て支援課
③ハローワーク等との連携による就業支援	ハローワーク等と連携し、ひとり親家庭就業支援専門員による相談や情報提供、母子・父子自立支援プログラム策定事業等の就業支援を実施し、ひとり親家庭の就業機会の拡大を図ります。また、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等の事業の周知を図ります。	子育て支援課

Ⅲ-5 介護への支援

市の高齢化率は、2018（平成 30）年は 23.7%ですが、今後も高齢化は進むことが予測され、介護に関する支援や取り組みはますます重要です。

また、介護保険居宅サービス利用者調査によると、主な家族介護者は、女性が約6割、男性が2割半ばとなっており、介護負担が《ある》と回答した割合は、約5割となっています（図表Ⅲ-9、Ⅲ-10）。また、介護をする上での困りごととして、「精神的に疲れ、ストレスがたまる」が最も多く、「介護がいつまで続くのかわからない」、「自分以外に介護をする人がいない」などが上位にあがっています（図表Ⅲ-11）。

家族等の介護者は身体的・精神的な負担が過度にかかっているケースや、地域で孤立し、介護に関する相談相手がいないケースも見られます。

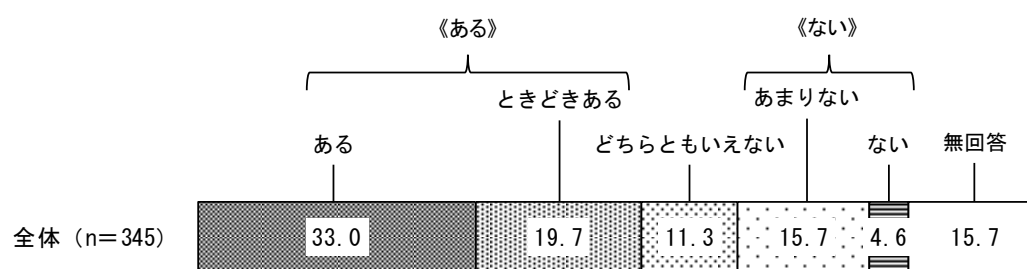
今後、ますます増大する介護ニーズに対応し、女性、男性を問わず、介護者が仕事と家庭生活や介護と両立できるよう、地域の支え合いや介護者への支援の充実を図ります。

図表Ⅲ-11 主な家族介護者の性別（全体）



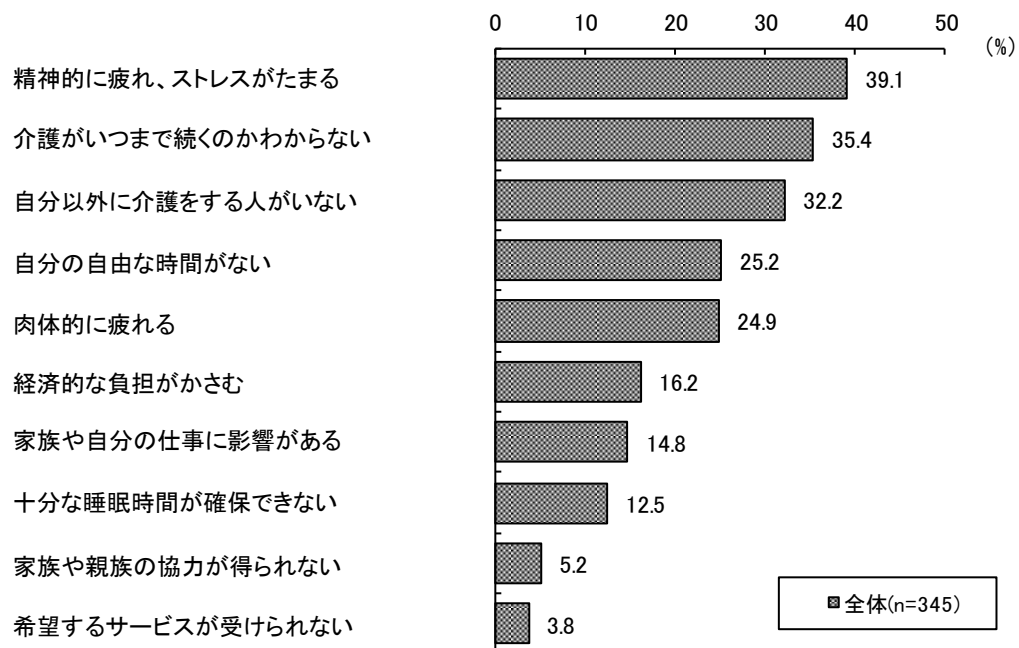
資料：高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）策定のための基礎調査（平成 29 年）
介護保険居宅サービス利用者調査

図表Ⅲ-12 介護負担（全体）



資料：高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）策定のための基礎調査（平成 29 年）
介護保険居宅サービス利用者調査

図表Ⅲ-13 介護をする上での困りごと（上位 10 位）（全体：複数回答）



資料：高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）策定のための基礎調査（平成29年）
介護保険居宅サービス利用者調査

(1) 地域での支え合いのしくみづくり

高齢者や障害者の見守りも含め、地域で介護を支え合えるよう、地域の福祉に関する相談や情報の提供に加え、ネットワークの形成やNPOやボランティア団体等との協働を進めます。

事業	内容	担当課
①地域での福祉に関する相談と情報の提供	介護や福祉に関する情報提供の充実を図ります。また、高齢者や障害者の見守りも含め、地域包括支援センター等における相談体制の充実を図ります。	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課
②地域でふれあい、ささえあうネットワークの形成	ひとり暮らし、高齢者世帯、日中独居等の高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、見守り活動等、地域でささえあう体制の充実を図ります。	生活福祉課 高齢者支援課
③NPOや市民活動団体等との協働の推進	NPOや市民活動団体等がより質の高いサービスを提供できるよう、積極的に活動を育成・支援するとともに、連携を推進していきます。	協働コミュニティ課

(2) 家族介護者への支援

家族介護者の負担を軽減するために、情報提供や相談事業等を行います。

事業	内容	担当課
①家族介護者への情報の提供	家族介護者の負担を軽減するために、介護講習会の開催や、家族会・介護者のつどいの支援、高齢者等の被介護者虐待防止のための意識啓発などを行います。	高齢者支援課 障害福祉課
②専門職・関係機関の連携による家族介護者への支援	家族介護者の精神的負担の軽減を図るため、専門医による家族介護者の専門相談事業や家族介護者の会を実施するほか、地域包括支援センター等、支援者となる関係機関の連携を強化します。	高齢者支援課

基本目標Ⅳ

男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

◆男女平等参画を積極的に推進するしくみの充実を図ります

本計画を着実に実施していくためには、関係各課の横断的な調整機能や推進体制の充実を図ることが必要です。

このため、引き続き、男女平等推進条例の制定や苦情処理機関の設置等、男女平等参画の施策を積極的に展開する上でよりどころとなるしくみの整備を検討します。一自治体だけでは取り組み困難な課題については、国や東京都等に働きかけを行います。また、法令や規制などの整備・改正に向けた動向を把握し、施策に反映します。

◆男女平等参画推進の拠点施設として、男女平等推進センター パリテの事業の充実を図ります

家庭、学校、地域、職場など、あらゆる分野で男女平等参画を進めていくためには、市民が日々の暮らしの中から男女平等参画を実践していくことが大切です。

このため、市における男女平等参画推進の拠点施設として、相談機能、学習機能、情報機能の充実を図ります。男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークづくりに取り組み、市民との協働を進めます。

◆市役所が率先して男女平等参画のモデルを示します

男女平等参画施策を推進していくためには、市職員が男女平等参画をあたりまえとする環境の中で男女平等参画の意識を育み、自ら実践していくことが必要です。

このため、男女ともに働きやすい職場づくり、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性管理職の登用、市発行物の表現における男女平等の視点の徹底等に取り組み、市役所が率先して男女平等参画のモデルを示します。

◆市民との協働により、計画の着実な推進と進行管理を行います

計画の基本目標を達成するためには、PDCA（P=Plan（計画）、D=Do（実行）、C=Check（評価）、A=Act（改善））サイクルに沿って進行管理を行うことが大切です。

このため、男女平等参画推進委員会が毎年事業実績の評価を行い、引き続き、市民との協働により、市民の声を反映しながら進行管理を行います。

Ⅳ-1 庁内推進体制の充実 ★重点課題

計画を着実に実施していくためには、関係各課・関係機関との連携が必須であり、横断的な調整機能や、推進体制の強化が不可欠です。

実態調査によれば、「男女平等推進条例があった方がよい」は平成 24 年調査より 3～4 ポイント程度高くなっています（図表Ⅳ-1）。

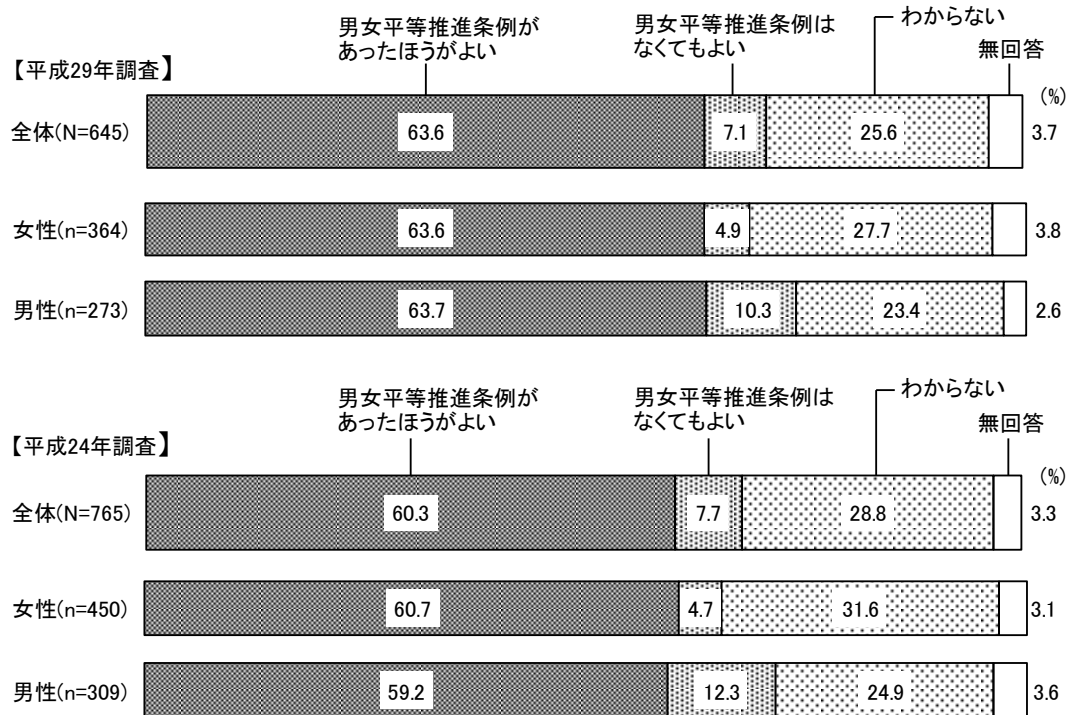
市の政策決定に男女平等参画の視点を活かすためにも、また市内の事業所に男女平等参画の取り組みを促すために市役所が自らモデルを示す意味でも、女性管理職の登用を積極的に進める必要があります。

2017（平成 29）年 4 月 1 日現在の市職員における女性の割合を職層別にみると、職員総数では 50.6%を占め、管理職では 17.4%、係長級職以上では 42.3%となっています。2012（平成 24）年に比べて特に係長級職における女性の割合が高くなっています（図表Ⅳ-2）。

管理的立場における女性職員の参画促進を図るとともに、市内の一事業所として、市職員一人ひとりが男女平等の意識を持ち、市職員自ら男女平等参画を実践し、ワーク・ライフ・バランス等に配慮した、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組みます。

さらに、市発行物においては、固定的性別役割に基づく表現やセクシュアル・ハラスメントを助長するような表現を避け、男女平等の視点による表現の徹底を図ります。

図表Ⅳ-1 男女平等推進条例制定についての意向（平成29年、平成24年）



※調査対象は、平成24年は18歳以上70歳未満、平成29年は18歳以上となっている。
資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成29年、平成24年）

図表Ⅳ-2 市役所職員における職層別人数と女性の占める割合（西東京市）

	平成29年				参考：平成25年
	全体(人)	男性(人)	女性(人)	女性の占める割合(%)	女性の占める割合(%)
職員総数	1000	494	506	50.6	48.4
管理職総数(A)	86	71	15	17.4	14.3
係長級職総数(B)	272	157	115	42.3	33.1
(A) + (B)	358	228	130	36.3	28.5
一般職	642	266	376	58.6	58.7

資料：西東京市（平成29年4月1日現在、平成25年4月1日現在）

(1) 庁内推進体制の充実・強化

男女平等参画推進計画の円滑な進行管理のために、庁内の連携を密にし、推進体制を充実・強化します。

事業	内容	担当課
①庁内の男女平等推進会議の定期的開催	庁内の男女平等推進会議を定期的に開催します。	協働コミュニティ課
②関係各課の男女平等施策に関する調整	関係各課が実施する男女平等施策について調整・推進します。	協働コミュニティ課
③関係部署を対象とした男女平等意識の啓発	市の各種相談窓口等、日常生活において市民が接する機会の多い関係部署の職員を対象に、男女平等参画の必要性に対する理解促進と男女平等意識の醸成を図ります。	協働コミュニティ課

(2) 男女平等推進条例設置の検討

男女平等参画社会の実現に向けた施策の積極的展開のよりどころとなる条例の設置について、市民の意向を尊重しながら、引き続き検討します。また、条例設置の検討の中で、男女平等参画の推進に関わる苦情処理機関の設置についても検討します。

事業	内容	担当課
①条例設置検討委員会の設置	男女平等参画社会の実現に向けた施策の積極的展開のよりどころとなる条例を検討するため、条例設置検討委員会の設置を検討します。	協働コミュニティ課
②苦情処理機関設置検討委員会の設置の検討	男女平等参画社会の形成を阻害する人権侵害などの相談に適切・迅速に対応するための窓口や、第三者機関も視野に入れた苦情処理委員会など、苦情処理機関設置の検討を進めます。	協働コミュニティ課

(3) 国や都、他自治体等との連携や情報交換

一自治体では取り組みが困難な施策について、国や東京都等に働きかけを行います。また、他自治体等と連携・情報交換しながら、法令や規制の整備・改正に向けた動向を把握し、施策に反映します。

事業	内容	担当課
①関係機関との交流・連携	一自治体では取り組みが困難な施策について、国や東京都等に働きかけを行います。また、他自治体等と連携・情報交換しながら、法令や規制の整備・改正に向けた動向を把握します。	協働コミュニティ課

（４）男女平等参画に関する職員の理解促進

市役所全体で男女平等参画を推進する施策を進めるために、男女平等参画に関する職員の理解促進を進めます。

事業	内容	担当課
①職員の意識実態調査の実施	男女平等に関する職員の意識・実態の把握を行います。調査結果を活用し、庁内における男女平等参画の推進につなげます。	協働コミュニティ課 職員課
②職員研修の実施	男女平等に関する職員研修を実施し、職員の理解促進を図ります。	協働コミュニティ課 職員課
③市発行物等の表現における男女平等ガイドラインの周知徹底（再掲）	市報やホームページ、市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるよう、庁内に周知するとともに、作成したガイドラインの具体例について適宜追加を行います。	協働コミュニティ課 秘書広報課

（５）男女ともに働きやすい職場環境の整備

職員のワーク・ライフ・バランス等を進め、市内の一事業所として市内事業所の模範となるよう、男女ともに働きやすい職場環境の整備を進めます。

事業	内容	担当課
①「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」、『「健康市役所」宣言』の周知	職員に対して「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」及び『「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言』の周知を図ります。	協働コミュニティ課
②庁内のワーク・ライフ・バランスの働きかけ	職員に向けてワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供します。また、西東京市特定事業主行動計画、西東京市「健康」イクボス・ケアボス宣言に基づき職員一人ひとりが健康に働くことができ、また、働きやすい職場環境となるよう取り組みます。	協働コミュニティ課 職員課

（６）管理的立場における女性職員の参画促進

市の政策決定過程において女性・男性の双方の視点を活かし、市内の一事業所として市内事業所の模範となるよう、市役所における管理的立場における女性職員の参画促進を進めます。

事業	内容	担当課
①管理職試験の受験に向けた継続的な環境整備	研修等を活用して、管理的立場における人材の育成に努めます。また、女性職員が積極的に管理職試験を受験できるよう、女性管理職の複数登用など環境を整えます。	職員課
②女性職員の活躍推進に向けた取り組みの実施	西東京市特定事業主行動計画に基づき、女性職員の働きやすい環境づくりを行います。	職員課

西東京市では、2017（平成 29）年5月に、
『「健康」イクボス・ケアボス宣言』を行いました。

健 康 イクボス・ケアボス宣言



私は、「健康」応援都市の実現を目指すリーダーとして、心や身体健康はもとより、地域やまち全体の健康を達成するため、戦略的な市政運営を進めてまいります。

また、私は、健康な職場環境を目指す健康市役所のリーダーとして、職員一人ひとりが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいきます。

そのためには、それを実現する職員の支援や職場環境の整備が何より大切であると考え、下記に掲げる「健康」イクボス・ケアボスになることを宣言します。

記

- 1 健康市役所を目指す取組みや成果を、市民へ、そして社会全体へ広げられるよう努めます。
- 2 子育てや介護に携わる職員を応援し、職員のワークライフバランスを実現します。
- 3 いつでも職員の相談に応じ、職員の心の健康の保持・増進を図ります。
- 4 職場環境を良好にし、ハラスメントを防止します。

平成 29 年 5 月 16 日

西東京市長

丸 山 浩 一

西東京市では、2016（平成 28）年 3 月に、
『「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言』を行いました。

「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言

～ 自分が変わる まわりが変わる みんなで変える 職員と組織の健康のために ～

本市では、合併以来、総合計画に基づく事業、行財政改革の取組等を着実に進め、各種事務事業の最適化・効率化を図ることにより、持続可能で自立的な行財政運営の確立に努めてきました。

この間、私たちを取り巻く環境も変化しています。地方分権による国や東京都からの権限移譲や新たな制度への対応など、市で果たすべき役割が増大し、職員一人ひとりにより高度な業務スキルと効率性が求められる時代となっています。

職員を「行政サービスを支える最も重要な資源」と捉え、職場環境や働き方を見つめ直す契機とし、職員が個々の能力を最大限に発揮できる職場づくりを進める必要があることから、この宣言の策定に至りました。

いま、私たちの職場を見渡してみましょう

仕事に不安や不平・不満を抱いているとしたら、それを口に出しているだけでは何かを変えることはできません。組織や各職場から個人に至るまで、あらゆる主体が、さな側面から「何か」を変える意識を持って行動すべき時期が来ているのではないのでしょうか。

西東京市は平成 23 年に「健康都市宣言」を行い、平成 26 年には「健康都市連合」に加盟しました。「健康応援都市」の名において行政サービスを提供するからには、まず私たち自らが健康であること、そして、健康に働ける職場であること、「健康市役所」であるべきと考えます。

西東京市が誕生して 15 年目の節目の年に当たり、私たちが健康で業務に当たれるよう、また、より良い職場環境を実現するよう、西東京市及び西東京市職員労働組合は、共に同じ目線に立ち、笑顔、やる気、思いやりにあふれる職場づくりを目指し、次の宣言を行います。

宣言 1 課題・問題を「見える化（共有）」し、解決に取り組みます。

職員の健康に影響を及ぼす業務上の課題・問題は、その部署だけで解決できるものとは限りません。各事業場安全衛生委員会や市の職員安全衛生委員会を中心に、内容に応じて、課題・問題を共有し、部局の壁に捉われることなく組織的に解決に取り組みます。

宣言 2 仕事と生活の調和の取れた働き方ができる環境を整備します。

一人ひとりが生き生きと、張り合いを持って仕事に取り組むためには、オン・オフの切替えが必要です。「健康」という視点からも職員の配置を考え、長時間労働の縮減、休暇取得率の向上を図るなど「オン」に過度の負荷のかからない職場環境の整備を図ります。このことにより、仕事と生活の充実による相乗効果を引き出し、生活から得た知識や市民感覚を職務に活かします。

宣言 3 職員のスキルアップを目指します。

組織の改善だけではなく、組織を助けられる「個」となるよう職員一人ひとりのスキルアップも必要です。「私はこれが苦手」「私はこれができない」ではなく、「私はこれが得意!」「私はこれができる!」という考え方を磨き、組織の中に一つでも多くの「できる」を見つけていきます。

宣言 4 職員一人ひとりが協力して「健康市役所」を目指します。

「健康応援都市」を目指すなら、まずは「健康市役所」でありたいものです。

職員一人ひとりが、日頃から声を掛け合い、助け合える良好な職場づくりを心掛けるだけでなく、ラインケア、産業保健スタッフによるケアのほか身近な仲間同士のケアを充実させ、個人・組織の不調の改善・未然防止に取り組み、職員も組織も健康な「健康市役所」を目指して取り組みます。

宣言 5 まち全体の「健康」を目指します。

西東京市の「健康市役所」を目指す取組や成果を、市民へ、そして社会全体へ広げられるよう働きかけ、市民や市内で学び、働く人と共にまち全体の健康を考え、支えあうまち「健康応援都市」の実現を目指します。

健康であるために、ポジティブな気持ちで仕事に臨み、満足、喜び、感謝に満ちた職場を共に作りましょう。

平成 28 年 3 月 31 日

西東京市長

自治労西東京市職員労働組合執行委員長

自治労西東京市学童クラブユニオン執行委員長

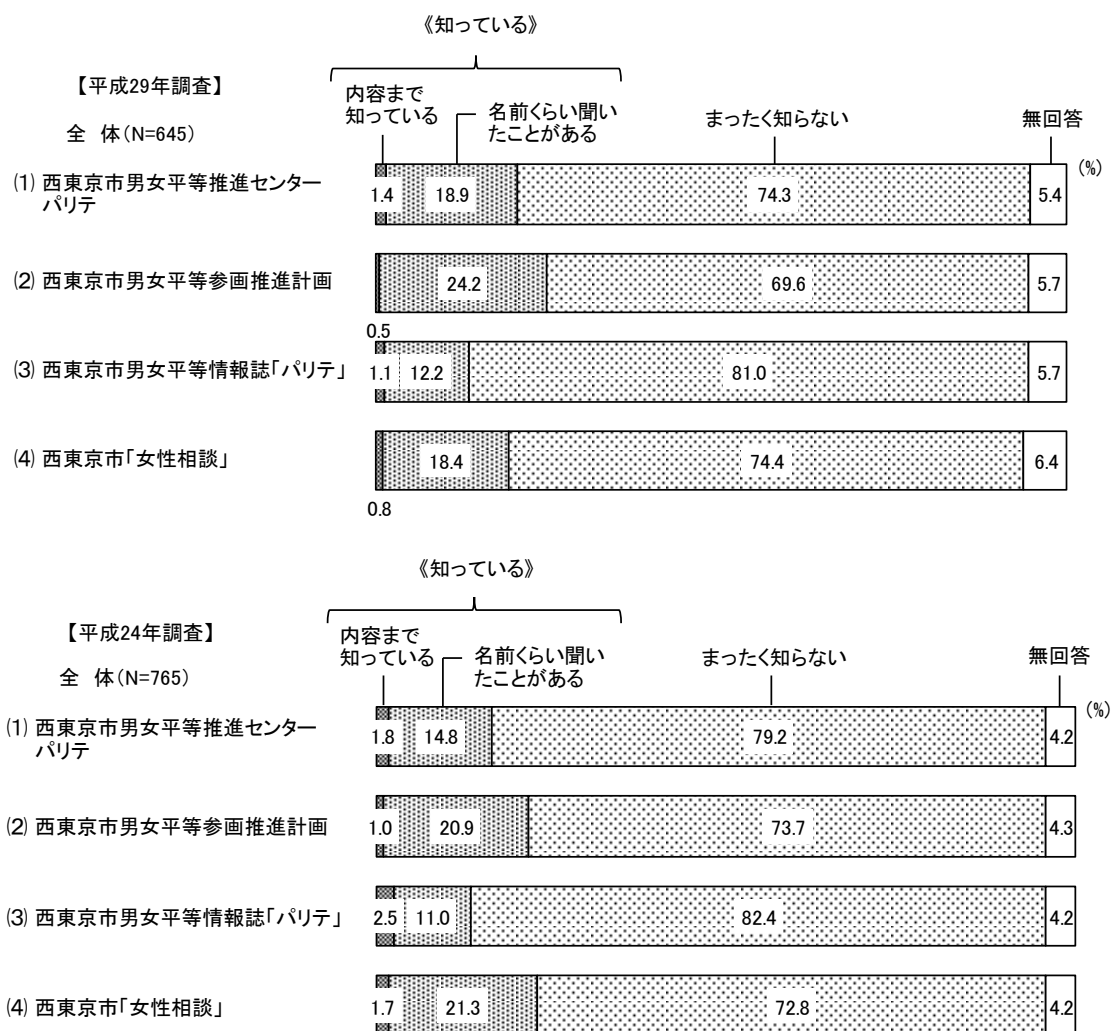
Ⅳ-2 男女平等推進センターパリティの事業の充実

男女平等推進センター パリティでは、市における男女平等参画推進の拠点施設として市民が必要とする情報を収集し、相談や学習を通じて問題解決の糸口をつかむための支援をしています。

実態調査によれば、男女平等推進センター パリティについて「内容まで知っている」、「名前くらい聞いたことがある」と回答した人は 20.3%となっており、平成 24 年調査と比べてやや高くなっています（図表Ⅳ-3）。

男女平等推進センター パリティにおける事業の充実を図るとともに、積極的に情報を発信し、男女平等参画に対する市民の理解を深めます。

図表Ⅳ-3 西東京市の取り組みに関する認知度（全体）（平成 29 年、平成 24 年）



※調査対象は、平成 24 年は 18 歳以上 70 歳未満、平成 29 年は 18 歳以上となっている。

資料：西東京市「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」（平成 29 年）

（１）相談機能の充実

女性が抱えているさまざまな問題について解決の糸口を見出すことを支援するため、相談機能の充実を図ります。また、男性を対象とした相談事業のあり方についても、引き続き検討します。

事業	内容	担当課
①女性相談の充実と男性相談のあり方の検討	男女平等の視点にたち、女性が抱えている自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DV などの問題等について相談事業を実施します。 また、東京都の相談窓口の利用案内を行いながら情報収集を行い、男性を対象とした相談事業のあり方について検討します。	協働コミュニティ課

（２）学習機能の充実

地域における男女平等参画意識の定着と浸透を図るため、講座・講演、情報誌等を通じて市民に学習機会を提供します。

事業	内容	担当課
①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催（再掲）	広く市民に向けて、男女平等意識の浸透と定着を図り、男女平等参画に関わるさまざまな問題について、ともに考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催します。	協働コミュニティ課
②情報誌パリティの発行と配布（再掲）	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透及び男女の固定的役割分担意識の解消を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課

（３）情報収集・提供の充実

男女平等参画に関する図書・資料を収集し、男女平等推進センター パリティのオープンスペースで提供する他、ホームページを通じて情報を提供します。

事業	内容	担当課
①男女平等推進センター パリティのホームページでの情報の提供	ホームページでパリティの事業情報に加えて、広く市民の暮らしに役立つ男女平等参画情報を提供します。	協働コミュニティ課
②男女平等参画に関する図書資料の収集・整理	男女平等に関する図書、資料を収集・整理し、市民が閲覧できるようにします。また、ホームページを通じて図書、資料に関する情報を積極的に発信し、利用促進を図ります。	協働コミュニティ課

(4) 市民との協働

市民・団体・NPO の交流・ネットワークづくりを促進し、市民との協働により、市民のニーズに沿った事業の充実を図ります。

事業	内容	担当課
①男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークの形成	パリティまつりで参加団体を募り、参加団体主催による講座を開催するなど、男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークづくりを支援します。	協働コミュニティ課

Ⅳ-3 男女平等参画推進計画の進行管理

計画を着実に実行するためには、計画に記載された施策の進捗状況を毎年把握する必要があります。

担当課による自己評価に加え、男女平等参画推進委員会による実績評価を行い、市民の声を反映させながら進行管理を行います。

（１）市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理

恒常的な市民参画の組織である男女平等参画推進委員会を開催します。毎年の各事業の進捗状況を評価し、より積極的な取り組みを進めるための提言を行います。

事業	内容	担当課
①男女平等参画推進委員会の開催	恒常的な市民参画の組織として、西東京市男女平等参画推進委員会を開催します。	協働コミュニティ課
②事業評価の実施	西東京市男女平等参画推進委員会において、西東京市男女平等参画推進計画に掲げた事業評価を毎年度実施します。	協働コミュニティ課

◆課題ごとの指標

計画の進捗状況を定期的・客観的に点検・評価し、その後の進捗に活かしていくため、課題ごとに指標と目標値を設定しました。

※課題の★印は重点課題です。

目標	課題		指標	現状値	2023 (平成 35) 年度 目標値
Ⅰ 人権の尊重	I-1★	男女の固定的性別役割分担意識の解消	男女の固定的性別役割分担意識について、解消されていると思う人の割合を増やす *1	【H29】63.4% 【H24】46.5% 【H19】56.8% 【H14】51.8%	70%
	I-2	家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進	家庭・学校・地域の社会全体で、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす *2	【H29】15.3% 【H24】19.3% 【H19】12.5% 【H14】11.6%	30%
	I-3★	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	配偶者等から暴力を受けたとき、「誰にも相談しなかった」人の割合を減らす *3	【H29】58.7% 【H24】63.3%	50%
	I-4	男女平等を阻む暴力の防止	女性相談の認知度を上げる *4	【H29】19.2% 【H24】23.0% 【H19】32.5% 【H14】33.0%	40% 50%
	I-5	性と生殖に関する健康支援	女性に特有のがんの検診受診率を上げる *5	【H29】 乳がん 25.6% 子宮頸がん 19.0%	乳がん 35% 26%以上 子宮頸がん 25% 21%以上

目標	課題		指標	現状値	2023 (平成 35) 年度 目標値
Ⅱ あらゆる分野への男女平等参画の意識づくりと推進	Ⅱ-1 ★	政策・方針決定過程への男女平等参画の推進	市の審議会・委員会等における女性委員の割合を増やす *6	【H30】32.8% 【H25】33.2%	40%
	Ⅱ-2	地域活動における男女平等参画の推進	地域社会(自治会・町内会など)において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす *7	【H29】43.9% 【H24】47.8% 【H19】41.1% 【H14】38.0%	60%
	Ⅱ-3	男女平等参画の視点による防災・まちづくりの推進	防災会議における女性委員の割合を増やす *8	【H30】 5.9% 【H25】 9.1% (25年7月1日現在)	15%
Ⅲ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)と女性の活躍の推進	Ⅲ-1 ★	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の意識づくり	ワーク・ライフ・バランスが実現していると思う人の割合を上げる *9	【H29】42.0% 【H24】 なし	60%
	Ⅲ-2	経済活動における男女平等参画の推進	職場において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす *10	【H29】26.2% 【H24】29.7% 【H19】19.0% 【H14】16.6%	40%
	Ⅲ-3	男性の家事・育児・介護への参画促進	男性が家事・育児・介護等に携わっている時間を増やす *11	【H29】 1 時間 17 分	1 時間 40 分 2 時間
	Ⅲ-4・5 共通	子育てへの支援・介護への支援	男性の育児休業取得率を上げる *12	【H29】 2.9%	10%

目標	課題		指標	現状値	2023 (平成 35) 年度 目標値
男女平等参画の 推進体制の強化	IV-1 ★	庁内推進体制の充実	市職員の男女別における係長級 職以上の占める割合を増やす *13	【H30】29.7% 【H25】20.2%	40%
	IV-2	男女平等推進セン ター パリテの事業 の充実	男女平等推進センターパリテ の認知度を上げる *14	【H29】20.3% 【H24】16.6% 【H19】なし	30%
	IV-3	男女平等参画推進 計画の進行管理	西東京市男女平等参画推進計 画の実績評価において着実に 執行されている事業の割合を 増やす *15	A評価 【H28】50.9% 【H23】34%	60%

*1 西東京市民意識・実態調査により、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など、性別によって役割を固定する考え方を「固定的性別役割分担意識」というが、それが「解消されている」「やや解消されている」と回答した人の割合。前回までは「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意識に「反対」と「どちらかといえば反対」と思う人の割合だった。質問が変わっている。

*2、3、7、9、10、11、12 西東京市民意識・実態調査による。9は質問が変わっている。

*4、14、~~15~~ 西東京市民意識・実態調査により、「内容まで知っている」と「名前くらい聞いたことがある」人の割合。

*5、6、8、13 庁内調査による

*15 西東京市男女平等参画推進計画実績評価報告により、A評価の割合